北海道 最低賃金調査報告書

2018年3月24日

札幌弁護士会 貧困と人権に関する対策本部

目 次

1		本調	査の	趣旨	等に	こつ	()	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 真	Į
2		各調	查先	に対	する	5調	査	報	告	及	び	提	供	資	料													
	(1)	北	海道	労働	局	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 真	Į
	(2)	北	海道	中小	企業	美団	体	中	央	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4 真	Į
	(3)	北	海道	経済	連合	会	(道	経	連)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3 真	Į
	(4)	日	本労	働組	合約	8連	合	会	北	海	道	連	合	会	(連	合	北	海	道)		•	•	•	5	1 頁	Į
	(5)	北	海道	労働	組合	合総	連	合	()	道	労	連)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2 頁	Į
3		北海	道地	方最	低貨	重金	審	議	会	議	事	録	等	0)														
						開	示	請	求	結	果	に	つ	い	て	0)	報	告		•	•	•	•	•	•	7	0 頁	Į
4		北海	道中	小企	業家	家同	友	会	景	況	調	查	報	告	(_	般	社	寸	法	人							
					北海	每道	中	小	企:	業	家	同	友	会	ホ	_	ム	~	_	ジ	ょ	り)		•	9	0 頁	Į

本調査の趣旨等について

我が国では、非正規雇用労働者の割合が4割に達し、しかも家計の補助ではなく当該収入で家計を維持している方が大きく増加しています。そして、かかる非正規労働者の多くが最低賃金周辺の賃金で稼働しているという実情があります。すなわち、最低賃金額が低廉であることが、貧困や格差を招来する直接的要因となり、我が国の相対的貧困率は依然として15.6%という高い水準で推移し、深刻な社会問題となっています。貧困状態からの脱出のためには、最低賃金の迅速かつ大幅な引き上げが必要不可欠です。

そこで、当会は、ここ数年、毎年のように最低賃金の大幅な引き上げを 求める会長声明を出してきました。

実際には、最低賃金は毎年少しずつ引き上げられてきましたが、最低賃金の引き上げに伴う影響又は今後の引き上げのための課題等については、これまで十分に把握されてきていなかったのではないかと思われます。

そこで、当会の貧困と人権に関する対策本部では、2017年12月14日から同月19日にかけて、最低賃金と関わりの深い使用者団体、労働組合、労働局等から意向・問題意識・現場の実態等をお聴きする調査を実施致しました。

本報告書は、その聴き取り調査の内容をベースにそれ以外の調査も踏まえて作成したものです。もとより、本報告書は、すべて札幌弁護士会貧困と人権に関する対策本部の責任で作成しておりますことも、念のため、付言させて頂きます。

本報告書が最低賃金制度のさらなる大幅な引き上げ及び我が国の貧困問題の解消の一助なれば幸いです。

2018年3月24日

札幌弁護士会 貧困と人権に関する対策本部 本部長 大川哲也

北海道労働局

北海道労働局

第1 調査実施状況

- 聴取調査対象団体
 北海道労働局
- 2 聴取調査実施日時 平成29年12月15日午後4時15分~午後5時15分
- 3 聴取調査実施場所 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎8階 北海道労働局会議室
- 4 北海道労働局の応対者 北海道労働局労働基準部監督課

主任地方労働基準監察監督官·山崎陽子氏 北海道労働局労働基準部賃金室長·松坂伸雄氏 北海道労働局労働基準部賃金室室長補佐·熊谷智史氏 北海道労働局職業安定部職業安定課

地方労働市場情報官・須貝清張氏 北海道労働局職業安定部職業対策課課長補佐・庄司隆一氏 北海道労働局雇用環境・均等部企画課課長補佐・三浦均氏 北海道労働局雇用環境・均等部企画課助成金主任・曽根浩太氏

第2 事前送付した個別質問に対する回答

- 1 北海道の近年の地方最低賃金審議会での議論状況
 - ① 審議会の構成(任期、人数等)について教えてください。

(回答)

任期は2年で、委員は公益委員・使用者側委員・労働者側委員が 各5名の計15名である。

② 審議会に提供される資料にはどのようなものがありますか。(回答)

配布した「1-② 審議会資料 項目」のとおり。

③ 労使はそれぞれどのような主張をされていますか。

④ 労使間の主な対立点を教えてください。

(回答)

労働者側は中央最低賃金審議会が示した目安額にプラスアルファの金額を主張し、それに対し、使用者側は年3%を機械的に引き上げるべきではないとして目安額以下の金額を主張している。

- 2 北海道の地方最低賃金審議会の審議について
 - ① 審議会は、公開されていますか。

(回答)

基本公開である。

- (1) 公開されている場合
 - ② 公開の範囲を教えてください。

(回答)

原則公開。ただし、北海道地方最低賃金審議会の運営規程に基づき、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は審議を非公開にすることができる。

③ 公開されることになった経緯について教えてください。

(回答)

平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の整理・合理化に関する基本的計画」の別紙3「審議会等の運営に関する指針」に基づいている。

④ 公開することの長所と短所を教えてください。

(回答)

労働局は、審議会の事務局の立場であるので、回答する立場にない。

- (2) 公開されていない場合
 - ⑤ 公開されていない場合、非公開とする理由について教えてくだ さい。
 - ⑥ 公開することについての議論状況について教えてください。

(原則公開であるため、特段の回答なし)

⑦ 議事録は作成されていますか。

(回答)

作成されている。

⑧ 議事録が作成されている場合、議事録の公開についての取扱いと その根拠について教えてください。

(回答)

北海道地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項に基づき、議事録及び会議の審議は、原則公開される。非公開となる場合は、上記①と同じ。

3 北海道の改定後最低賃金810円についての評価をお聞かせください。

(回答)

労働局は、地方最低賃金審議会の事務局という立場にあるので、 回答できない。

- 4 北海道では、平成19年の654円から平成29年の810円と1 0年間で、156円の最低賃金引き上げがなされました。
 - ① この間の最低賃金引き上げの雇用への影響についてどう見ていますか。

また、有効求人倍率の推移をどのように分析されていますか。

(回答)

配布した平成28年度版「Labor Letter」・6頁、同じく配布した平成29年11月29日付け「Labor Letter」・7頁のとおり、過去最高の有効求人倍率で推移しており、雇用情勢は改善が進んでいる。

新規求人申込数も年々増加しており、人材不足・人材確保のための求人意欲も定着している。

雇用保険被保険者数も、配布した平成29年11月29日付け「Labor Letter」・4頁下の表のとおり、増加傾向にある。ハローワークへの新規求職登録者数も減少傾向が続いている。

② 労働者の生活状況は改善されたと見ていますか(低所得世帯の減

少等)。

(回答)

最低賃金の引き上げに伴い生活状況が改善されたか否かについては調査を行っておらず、資料が無いので答えられない。生活状況については、物価の影響等、いろいろな影響があると思うので一概に判断は困難ではないかと思う。

③ 地域の経済への影響をどう見ていますか。

また、最低賃金の引き上げは全体の賃金状況につながっていますか。

(回答)

調査を行っておらず、答えられない。後段の質問についても把握していない。

④ 特に影響を受けている産業・企業について教えてください。

(回答)

具体的には把握していない。影響率は統計調査により把握しているが、業種までは把握していない。

⑤ 最低賃金引き上げに伴う政府の助成等についての活用状況について教えてください。

(回答)

業務改善助成金があり、平成28年度の利用状況は交付決定件数11件、交付決定金額1074万1000円となっている。平成28年度の途中から制度が拡充されたことから、平成27年度の交付決定件数を上回る申請決定がなされている。今年度も平成28年度を上回るペースで申請が寄せられている。

有期契約の労働者を対象としたキャリアアップ助成金の8つのコースのうちの賃金規定の改定コースがある。平成28年度は支給決定件数2件、対象者は134人、支給金額は322万円である。支給要件の緩和により、平成29年度から本格的に申請があると考えられる。

⑥ 最低賃金引き上げに必要と考えられる中小企業等への具体的支援としてはどのようなものがありますか。

(回答)

委託事業によるワンストップ無料相談として最低賃金総合相談支援センターを設置して、専門家を配置し、最低賃金だけでなく広く係争等に対応している。

また、上記の業務改善助成金制度がある。これは、生産性向上のための設備の導入等の業務改善の取り組みを行い、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた中小企業事業主を対象に200万円を上限として助成する制度であり、いくつかの交付区分がある。その他、キャリアップ助成金の賃金規定等の改定コースがある。これらの制度については、ホームページへの掲載、情報提供等により周知を図っている。

- 5 この10年間の北海道の有効求人倍率について
 - ① この10年間の北海道の有効求人倍率を教えてください。

(回答)

配布した平成28年度版「Labor Letter」のとおり。

② 平成21年~平成28年にかけて有効求人倍率が改善していますが、

ア この原因をどのように分析されていますか。

(回答)

平成20年のリーマンショックにより平成21年の有効求人倍率は大きく低下し、その後、経済の回復に伴い徐々に回復してきたが、少子高齢化、労働力減少が見込まれる中、安倍政権によるニッポン一億総活躍プランに基づく各種雇用対策により、有効求人倍率は、平成22年2月以降93か月連続で上回り、28年度の有効求人倍率は初めて1倍を超えた。平成29年10月には1.16倍と過去最高になった。

北海道では、高齢化率が進んでいることから介護関係の求人数は増加しているが、最近では特に外国人観光客の増加に伴い観光産業関連を中心に求人数が増加している。景気の回復傾向や昨年の台風による公共事業の増加に伴い建設業・運送業でも求人数が増加している。この傾向はしばらく続くと考えている。

イ このことと最低賃金の引き上げとの間に関連性がありますか。

(回答)

判断はしづらいが、企業側からみると経済情勢の回復によって人材確保の需要が高まり、新規求人数の増加が続いている。 求職者については、経済情勢の回復傾向によって、離職者が減少しており、企業の雇用環境は改善しており、求職者が減少している。

③ この10年間の求人の概要を教えてください。巷では、この10年間で正規の求人が減り、非正規の求人が増えたという話がありますが、北海道でもその様な実態がありますか。

(回答)

新規求人数は、平成19年は26万5826、平成28年は3 8万3593であり、10年前から44.3%増加している。

産業別では、情報通信業、サービス業では減少しているが、医療福祉で99.3%、建設業でも72%、宿泊・飲食サービス業は78.4%、卸業・小売業が18.5%、製造業でも18.7%、運輸業・郵便業でも18.2%、それぞれ増加している。新規求人数は10年前と比べて増加している。

正社員求人と非正規雇用求人の数は、平成19年10月では、 正社員求人は9942人、構成比41.2、非正規雇用求人は1 万3169人、構成比58.8であるのに対し、平成29年10 月では、正社員求人は1万4980人、構成比43.5、非正規 雇用求人は1万9454人、構成比56.5となっており、正社 員求人数も非正規雇用求人も両方とも増加しているが、増加率は 正社員求人が62.1%、非正規雇用求人が47.7%となって おり、正社員求人の増加率の方が高くなっている。

少子高齢化、労働力人口の減少、雇用情勢の回復により、就職者数が増加、新規就職登録者数が減少し、企業の人材確保が厳しい状況となっている。

- 6 産業別最低賃金について
 - (1) 処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業830円
 - (2) 鉄鋼業 900円
 - (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器

具製造業 821円

(4) 鋼船製造・修理業・船体ブロック製造業 825円 とされていますが、産業別最低賃金が果たす役割について、どのよう に評価していますか。

(回答)

産業別最低賃金の果たす役割は、労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金よりも金額水準の高い 最低賃金を必要と認めるものに限り決定され、関係労使のイニシアティブにより決定されている。評価は回答できない。

- 7 東京など大都市圏との格差について
 - 北海道では810円、一方、東京は958円、大阪は909円となっています。
 - ① このような最低賃金の格差について、どのような影響が出ていますか。
 - ② 例えば、最低賃金の高い地域への労働力の流出はおきていますか。
 - ③ 各地の最低賃金の格差について是正が必要と考えていますか。(回答)
 - ①及び③について→地域別最低賃金は各都道府県の地方最低賃金審議会により、地域の実情に合わせて審議を行って決定されている。最低賃金の格差について労働局として答える立場にない。
 - ②について→他県出身者が北海道の大学卒業後に就職のため地元に戻ること、道内在住の求職者が広域的に就職活動を行い、より良い労働条件を求めて転出すること、就職以外の目的での転出等が一定数いると思うが、必ずしも最低賃金の影響とは限らないと考えている。
- 8 北海道において最低賃金を一律にすることについて

北海道は、東北地方程度の面積を有しておりますが、東北においては、宮城県772円、福島県748円、山形県739円、青森県、岩手県、秋田県738円と一律ではありません。

① 北海道において、最低賃金を一律にしていることの弊害はありま

すか。

② 北海道において、地域ごとに最低賃金を分けることの是非についてどのように考えていますか。

(回答)

最低賃金審議会では、①及び②について議論はしていない。

9 その他

最低賃金を引き上げるとすれば、どのような政策が必要と考えていますか。

(回答)

労働局としては政策については答えられない。最低賃金引き上げに関する中小企業の支援策の周知・広報には努めている。政策については労使からご意見・ご要望があれば本省には伝えたい。

第3 その他のやり取り

弁護士会:地方最低賃金審議会の議事録は公開しているのか?

労働局: 閲覧はできる。写しの交付はしていない。強いていえば、 情報公開開示請求で行ってほしい。

弁護士会:非公開の審議会の議事録は?

労働局:非公開の審議会も議事録は閲覧できる。情報公開請求が あった段階で、中身次第で黒塗りするかどうかを決定す る。

弁護士会:議事録の量は?

労働局:議事録はA4で1センチくらいの厚さである。

弁護士会:ぜひ情報公開請求をしたいと思う。

弁護士会:キャリアアップ助成金と業務改善助成金は別物?キャリアアップ助成金のチラシは?

労働局:1枚物は無い。キャリアアップ助成金はあくまで有期の 労働者の方を対応している。

弁護士会:最低賃金にかかわる方は、正規労働者はほとんどいない のでは?

労働局:個別による。

弁護士会:鳥取で調査した時には業務改善助成金は使いづらいとい

う話を聞いた。平成26~27年度の件数は?

労働局:平成26年度はデータを持ち合わせていない。平成27年度は、交付決定件数6件。

弁護士会:件数多くないのでは?

労働局:決して多くない。

弁護士会: 平成28年度の11件という件数についてはどのように 評価しているか? つまり、多いか少ないかでいうとどう かどうか?

労働局: 平成27年度と比べると2倍近くに伸びてはいるが・・・ 平成28年度途中から60円コースからコースが5つに 増えた。

弁護士会:業務改善助成金の予算の執行率は?

労働局:予算の執行率のデータはとっていない。

弁護士会:最低賃金総合支援相談センターは、紛争性のある相談も 取り扱っているのか?

労働局:相談員が間に入って何かをやるということはしていない。 相談にのって窓口とかを案内している。

弁護士会:業務改善助成金は使い勝手が良くないのではないか。ど のように考えているか?

労働局:そのような質問は頂いたことは無い。

弁護士会:最低賃金の影響率等を調査する際に最低賃金で働いている人の属性(家計補助者か、主たる生計維持者か)を入れて、最低賃金労働者の実態調査とかは考えられないか。

労働局:調査に属性を入れるのは難しいのではないか。

弁護士会:道経連は生産性の向上ということを言っているが、生産 性の向上という立て付けではない助成はできないのか。

労働局:お答えしづらい。

弁護士会:使用者側から助成金の改善要望は無いのか?

労働局:あまりない。

最低賃金総合相談支援センターの方が民間に近い立場なので、生の声が聴けるかもしれない。

以上

1-② 審議会資料 項目

北海道地方最低賃金審議会資料(第1回 平成29年6月5日)

資料No.1 北海道地方最低賃金審議会委員名簿(第47期)

資料No.2 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

資料No.3 ① 平成29年度効力発生日一覧

② 北海道地方最低賃金審議会の開催について

資料No.4 平成28年度の答申(写)

資料No.5 特定(産業別)最低賃金に係る意向表明状況

資料No.6 実地視察状況一覧表

資料No.7 団体からの要請書(写)

- ① 日本労働組合総連合会北海道連合会
- ② 2017 年国民春闘北海道共闘委員会及び北海道労働組合総連合

資料No.8 発注機関への要請文書(写)

資料No.9 北海道の最低賃金(リーフレット)

資料No.10 北海道の地域別最低賃金額の推移

資料No.11 北海道の特定(産業別)最低賃金額の推移

資料No.12 北海道地方最低賃金審議会運営規程

資料No.13 北海道地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

北海道地方最低賃金審議会資料 (第2回 平成29年7月7日)

資料No.1 北海道地方最低賃金審議会委員名簿(第47期)

資料No.2 平成28年度地域別最低賃金の改定一覧

資料No.3 雇用失業情勢 (レイバーレター: 6/30 付け)

資料No.4 管内経済概況(北海道経済産業局:6/15 付け)

資料No.5 金融経済概況(日本銀行札幌支店:6/23付け)

資料No.6 団体からの要請・要望書(写)

- ① 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会
- ② 全労連東北地方協議会及び北海道労働組合総連合
- ③ NPO法人働く人びとのいのちと健康をまもる北海道センター
- ④ 日本労働組合総連合会北海道連合会
- ⑤ 日本共産党北海道委員会及び同党北海道議会議員団
- ⑥ 一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会
- ⑦ 一般社団法人北海道警備業協会
- ⑧ 札幌弁護士会会長声明

資料No.7 春闘の状況

- ① 2017 春季生活闘争·妥結状況(連合北海道)
- ② 平成 29 年春季賃上げ要求・妥結状況中間集計(北海道経済連合会)

資料No.8 意見書受付一覧(道内市町村議会より会長・局長あて)

参考資料 1 第 48 回中央最低賃金審議会 資料

参考資料 2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第1回) 資料

北海道地方最低賃金審議会資料 (第3回 平成29年7月28日)

資料No.1 特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要

資料No. 2 平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)写

資料No. 3 雇用失業情勢 (レイバーレター: 7/26 付け)

資料No.4 管内経済概況(北海道経済産業局:7/19付け)

資料No.5 金融経済概況(日本銀行札幌支店:7/21付け)

資料No.6 関係労働者からの意見書(写)

資料№7 意見書受付一覧(北海道議会から)

資料No.8 意見書受付一覧(道内市町村議会から)

資料No.9 平成29年 最低賃金基礎調査の概要

参考資料 1 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第2回)資料(7/12付け)

参考資料 2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第3回)資料(7/20付け)

参考資料 3 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第4回)資料(7/25付け)

参考資料 4 第 49 回中央最低賃金審議会 資料

北海道地方最低賃金審議会資料(第4回 平成29年8月5日)

資料No.1 平成29年度 全国の結審状況(8月4日現在)

北海道地方最低賃金審議会資料(第5回 平成29年8月22日)

資料No.1-1 一般社団法人北海道ハイヤー協会の異議申立書(写)

資料No.1-2 北海道労働組合総連合の異議申出書(写)

資料No. 2 平成29年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

資料No.3 平成29年度 全国の結審状況(8月17日現在)

北海道地方最低賃金審議会運営小委員会資料 (第1回 7月7日開催)

資料No.1 北海道地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿

資料No.2 北海道地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

資料No.3 特定最低賃金の改正決定に係る審議等の流れ

資料No.4 平成29年度答申要旨の公示日別効力発生予定日一覧

資料No.5 平成28度北海道特定最低賃金の改正決定に係る審議結果(概要)

資料No.6 特定最低賃金に係る時間額の引上げ額及び引上げ率の推移(全国)

北海道地方最低賃金審議会運営小委員会資料 (第2回 7月28日開催)

資料No.1 平成29年度 最低賃金基礎調査の概要(特定最低賃金)

北海道地方最低賃金審議会資料 (第1回北海道最低賃金専門部会)

資料 1 北海道地方最低賃金審議会北海道最低賃金専門部会委員名簿

資料 2 北海道地方最低賃金審議会北海道最低賃金専門部会運営規程

資料3 参考人名簿

資料4 参考人意見聴取事項(労働者側推薦)

資料5 参考人意見聴取事項(使用者側推薦)

参考資料 1 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 (第2回:7/12) 資料

参考資料 2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第3回:7/20)資料

参考資料3 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第4回:7/25)資料

北海道地方最低賃金審議会資料 (第2回北海道最低賃金専門部会)

資料1 北海道最低賃金未満率・影響率の推移(平成8年~28年)

資料 2 地域最賃影響率表一覧

資料3 賃金構造基本統計調査報告(平成28年 第4巻)短時間労働者の1時間当た

り所定内給与額(都道府県別)

資料4 関係労働者からの意見書(写)

北海道地方最低賃金審議会資料(第3回北海道最低賃金専門部会)

資料1 北海道最低賃金影響率一覧

資料2 関係労働者からの意見書(写)

北海道地方最低賃金審議会資料(第4回北海道最低賃金専門部会)

資料1 平成29年度 全国の結審状況(8月2日現在)

資料2 関係労働者からの意見書(写)

北海道地方最低賃金審議会資料(第5回北海道最低賃金専門部会)

資料1 平成29年度 全国の結審状況(8月3日現在)

Labor Letter 平成28年度版

平成29年4月26日

『 道内の雇用情勢は、改善が進んでいる。』

概要(新規学卒を除きパートタイムを含む常用)

平成28年度の有効求人倍率は、1.04倍(前年度0.96倍)となり、前年度を 0.08ポイント上回った。北海道の有効求人倍率が1倍を超えたのは、統計を開始し た昭和38年以降初めてである。

求人

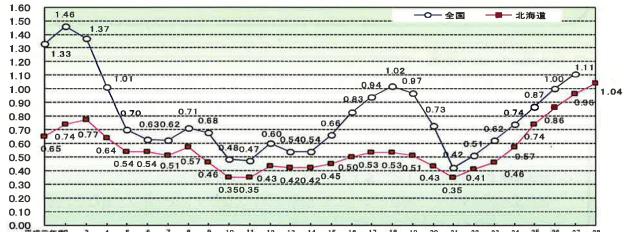
- ・ 新規求人数は2.5%増加し、7年連続で前年度を上回った。
- 月間有効求人数は3.2%増加し、7年連続で前年度を上回った。
- 新規求人数に占めるパート求人の割合は31.3%(前年度比0.5ポイント上昇)。

求職

- 新規求職申込件数は5.1%減少し、6年連続で前年度を下回った。
- ・ 月間有効求職者数は4.5%減少し、7年連続で前年度を下回った。
- 雇用保険資格喪失者数のうち事業主都合離職が10.1%減少し、8年連続で前年度を 下回った。

有効求人倍率の推移

(倍) 1,46



(問い合わせ先)

厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業安定課 地方労働市場情報官

TEL 011-709-2311(内線 3672)

URL http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

主たる産業の新規求人の概要(平成28年度の求人数)

求人増加の主な産業

- · 医療、福祉(98,500人 +5.6% +5,224人)
- 社会保険事業では介護職員を募集する求人が大幅に増加した。医療業では慢性的な人材 不足が解消され減少したものの、全体として8年度連続して増加した。
- ・ 宿泊業、飲食サービス業 (36,614人 +8.4% +2,851人) 飲食サービス業では増加した。宿泊業は外国人観光客数は好調を維持しているものの減少したが、全体としては7年度連続で増加となった。
- 建設業 (35, 734人 +6.3% +2, 109人)

関東方面での土木建築工事や東北地方の復旧工事などに関わる道外就労求人は減少したが、道内各地でも技術者や作業員の人材不足が続き、6年度連続の増加となった。

- ・ 製造業 (26, 373人 +3.9% +1,000人)
 - 木材・木製品製造業が増加したほか、金属製品製造業、生産用機械器具製造業などでも 増加したため、7年度連続で増加した。
- · 運輸業、郵便業 (18, 805人 +3.0% +554人)

運転手不足が続いている道路貨物運送業は増加となったが、旅客運送業では微減となった。全体としては7年度連続で増加となった。

卸売業、小売業(56,323人 +1.0% +535人)

卸売業では、建築材料等卸売業やその他の卸売業、小売業では各種商品小売業や飲食料品小売業などで増加したため、全体として7年度連続して増加となった。

求人減少の主な産業

- ・ サービス業 (44, 277人 ▲7.6% ▲3, 634人)
 - 廃棄物処理業やその他のサービス業は増加したが、職業紹介・労働者派遣業、その他 事業サービスなどで減少しており、全体として2年ぶりに減少となった。
- 情報通信業 (7, 741人 ▲13.0% ▲1, 155人)

通信業や放送業などで微増となったが、情報サービス業やインターネット業などが減少 しており、全体として2年ぶりに減少となった。

※ 括弧内は左から新規求人数、前年度比、前年度差。

1 新規求人数の状況(パート含む常用)

(単位:人、%、ポイント) 平成28年度 平成27年度 増減差 増減比 A,B 農,林,漁業 5,385 4,857 528 10.9 D 建設業 35,734 2,109 33,625 6.3 製造業 食料品製造業 26,373 3.9 25,373 1,000 14,708 14,956 **248 ▲**1.7 窯業・土石製品製造業 846 611 235 38.5 金属製品製造業 2,016 1,750 15.2 266 はん用・生産用・業務用・電気機械器具製造業 1,784 1,533 251 16.4 輸送用機械器具製造業 1.069 1.128 **▲**59 **▲**5.2 その他の製造業 5,950 5,395 555 10.3 G 情報通信業 7,741 8,896 **▲**1,158 **▲**13.0 H 運輸業,郵便業 18,805 18,251 554 3.0 I 卸売業,小売業 56,323 55,788 535 1.0 M 宿泊業,飲食サービス業 36,614 33,763 2,851 8.4 98,500 93,276 5,224 5.6 サー -ビス業(他に分類されないもの) 44,277 47,911 **▲**7.6 ▲3,634 その他 53,841 52,427 1,414 383,593 374,167 9,426 計 2.5 新規求人に占めるバートの割合 31.3 30.8 0.5

(注)新規学卒を除きパートタイムを含む。

2. 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章。

	新規才	文人数	うち常月]求人数	うちパー	卜求人数	に占める パート求人数
年度・月		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	の割合
平成18年度	275,631	▲1.8	194,397	▲0.9	81,234	▲3.9	29.5
平成19年度	265,826	▲3.6	187,650	▲3.5	78,176	▲3.8	29.4
平成20年度	231,622	▲12.9	160,502	▲14.5	71,120	▲9.0	30.7
平成21年度	222,813	▲3.8	154,279	▲3.9	68,534	▲3.6	30.8
平成22年度	246,630	10.7	171,638	11.3	74,992	9.4	30.4
平成23年度	273,010	10.7	193,586	12.8	79,424	5.9	29.1
平成24年度	299,317	9.6	210,371	8.7	88,946	12.0	29.7
平成25年度	341,569	14.1	239,724	14.0	101,845	14.5	29.8
平成26年度	358,959	5.1	249,928	4.3	109,031	7.1	30.4
平成27年度	374,167	4.2	259,043	3.6	115,124	5.6	30.8
平成28年度	383,593	2.5	263,528	1.7	120,065	4.3	31.3

⁽注)新規学卒を除きパートタイムを含む。

2 新規求職者の状況(パート含む常用)

業者	無業					者	解開	者	在職	1込件数	新規求職具	
対前年		合離職 対前年 増減比	うち自己都	都合離 対前年 増減比	うち事業主	対前年 増減比		対前年 増減比	Constant Address	対前年 増減比		年度・月
1 🔼3	39,291	▲0.6	136,812	▲ 2.2	79,492	▲ 1.1	226,008	6.7	56,408	▲0.1	321,707	平成18年度
18 ▲4	37,648	▲2.7	133,186	0.8	80,158	▲ 1.1	223,468	3.4	58,340	▲0.7	319,456	平成19年度
61 6	40,161	0.2	133,404	12.8	90,410	5.4	235,441	5.7	61,668	5.6	337,271	平成20年度
65 6	42,865	▲ 2.6	129,891	12.1	101,376	4.1	245,007	2.5	63,186	4.1	351,058	平成21年度
33 22	52,583	0.2	130,132	▲ 9.3	91,995	▲ 4.1	235,071	3.5	65,370	0.6	353,025	平成22年度
64 4	54,764	0.4	130,675	▲ 7.4	85,171	▲3.1	227,669	1.0	65,994	▲ 1.3	348,427	平成23年度
18 ▲23	42,018	▲ 7.6	120,803	▲ 15.9	71,671	▲ 10.8	203,020	▲1.8	64,781	▲ 11.1	309,819	平成24年度
08 ▲11	37,208	▲ 5.7	113,921	▲ 15.0	60,924	▲9.3	184,130	4.2	67,530	▲6.8	288,868	平成25年度
41 ▲13	32,141	▲ 4.3	109,050	▲ 12.1	53,531	▲ 7.1	171,109	▲0.1	67,461	▲6.3	270,711	平成26年度
31 ▲ 13	27,931	▲6.3	102,158	▲8.0	49,246	▲ 7.1	158,996	▲ 4.0	64,779	▲ 7.0	251,706	平成27年度
22 🛕 9	25,422	▲3.4	98,699	▲10.9	43,870	▲5.9	149,637	▲1.7	63,688	▲5.1	238,747	平成28年度

(注)1. 新規学卒を除きパートタイムを含む。

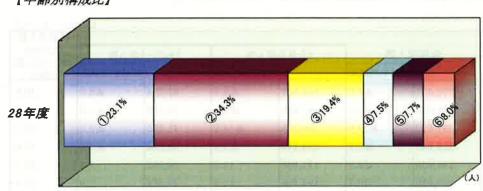
2. 理由不明のものが存在するため、内訳と新規求職申込件数は必ずしも一致しない。

3 新規求職者の年齢別状況(パート含む常用)

(単位:人、%)

左 版	AU MONING THE CONTRACTOR	28年度	1000.1000.000.00	A THE SAME OF THE SAME	27年度	House week	Ur Sv.	増 減 比)))
年 齢	計	男	女	計	男	女	計	男	女
29歳以下	55, 062	22, 424	32, 556	60, 767	25, 076	35, 615	▲ 9.4	▲ 10.6	▲ 8.6
30~44歳	81, 871	29, 173	52, 643	88, 897	32, 989	55, 843	▲ 7.9	▲ 11.6	▲ 5.7
45~54歳	46, 409	16, 796	29, 565	47, 127	17, 873	29, 198	▲ 1.5	▲ 6.0	1, 3
55~59歳	17, 868	8, 061	9, 789	17, 773	8, 633	9, 130	0.5	▲ 6.6	7. 2
60~64歳	18, 475	10, 274	8, 182	18,774	10, 703	8, 051	▲ 1.6	▲ 4.0	1.6
65歳以上	19, 062	12, 825	6, 215	18, 368	12, 550	5, 795	3.8	2. 2	7. 2
合計	238, 747	99,553	138, 950	251, 706	107, 824	143, 632	▲ 5.1	▲ 7.7	▲ 3.3

【年齡別構成比】



□①29歳以下
□②30~44歳
□③45~54歳
□④55~59歳
□⑤60~64歳
□⑥65歳以上

4 雇用保険被保険者数の推移

(単位・人、%)

							甲位:八、70万		
年度・月	月末被保	険 者 数 対前年 増減比	資格取得	者 数 対前年 増減比	資格喪失	者数 対前年 増減比	うち事業主都	引合離職 対前年 増減比	資格喪失者数 に対する事業 主都合離職の 構成比
平成18年度	1,231,646	1.0	278,735	3.1	262,157	1.3	35,548	▲2.7	13.6
平成19年度	1,265,225	2.7	288,643	3.6	253,323	▲3.4	36,811	3.6	14.5
平成20年度	1,266,407	0.1	252,614	▲12.5	243,954	▲3.7	41,563	12.9	17.0
平成21年度	1,277,908	0.9	250,929	▲0.7	233,178	▲ 4.4	40,126	▲3.5	17.2
平成22年度	1,300,155	1.7	273,545	9.0	242,998	4.2	32,958	▲ 17.9	13.6
平成23年度	1,307,494	0.6	270,934	▲ 1.0	255,304	5.1	29,338	▲11.0	11.5
平成24年度	1,316,054	0.7	278,378	2.7	258,349	1.2	25,741	▲ 12.3	10.0
平成25年度	1,328,970	1.0	289,473	4.0	261,225	1.1	21,427	▲16.8	8.2
平成26年度	1,339,381	0.8	294,391	1.7	263,798	1.0	19,011	▲ 11.3	7.2
平成27年度	1,358,957	1.5	294,805	0.1	262,803	▲0.4	17,491	▲8.0	6.7
平成28年度	1,375,699	1.2	291,390	■ 1 .2	263,452	0.2	15,733	▲10.1	6.0

(注)1. 一般被保険者。

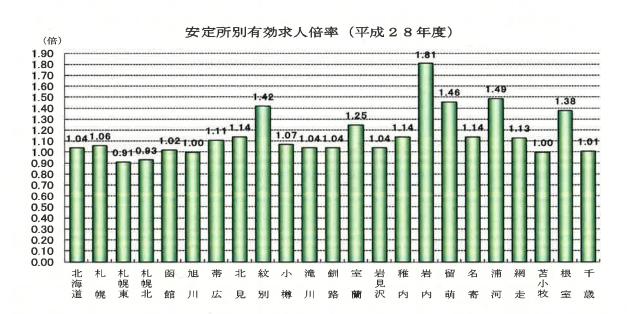
2. 月末被保険者数の年度分は3月末の数値。

5 職業紹介状況(パート含む常用)

(単位:人、%、倍、ポイント)

			十二年・ノく、/0、1日、かイント/
区分	平成28年度	平成27年度	増減比(増減差)
新規求職申込件数	238,747	251,706	▲ 5.1
月間有効求職者数	84,483	88,473	▲ 4.5
新規求人数	383,593	374,167	2.5
月間有効求人数	87,932	85,215	3,2
就職件数	67,337	72,156	▲6.7
月間有効求人倍率	1.04	0.96	0.08

(注)月間有効求職者数・月間有効求人数は年度平均値。



(単位: 人、件、%、倍、ポイント)

安定所	新規求職	申込件数	月間有効	求職者数	新規才	₹人数	月間有効	求人数	有効求人	、倍率
		前年比		前年比		前年比		前年比	0.00	前年差
計	238,747	▲5.1	84,483	▲ 4.5	383,593	2.5	87,932	3.2	1.04	0.08
札幌	46,951	▲5.1	16,424	▲5.0	74,782	▲5.2	17,489	▲5.6	1.06	▲0.01
札幌東	32,984	▲ 4.2	12,882	▲3.1	50,985	6.6	11,725	6.3	0.91	0.08
札幌北	24,338	▲ 6.0	9,087	▲ 6.6	36,913	2.3	8,416	3.1	0.93	0.09
函 館	20,801	▲ 5.8	7,304	▲7.7	32,643	1.1	7,414	3.1	1.02	0.11
旭川	16,840	▲ 2.4	6,114	1.4	27,020	4.1	6,136	5.6	1.00	0.04
帯 広	13,953	▲ 5.3	5,130	▲1.9	24,774	16.7	5,678	20.0	1.11	0.20
北 見	7,194	▲10.3	2,499	▲6.7	12,302	7.6	2,838	8.9	1.14	0.17
紋 別	1,345	▲5.7	403	▲8.2	2,539	12.4	573	9.8	1.42	0.23
小 樽	6,829	▲ 4.1	2,303	▲3.4	10,986	0.7	2,458	1.5	1.07	0.05
滝 川	5,603	▲8.2	1,994	▲6.0	8,985	6.5	2,081	10.1	1.04	0.15
釧路	11,550	▲3.7	3,597	▲3.0	16,511	▲ 7.7	3,730	▲ 5.5	1.04	▲0.02
室蘭	9,889	▲ 7.1	3,002	▲ 7.4	16,513	2.1	3,745	2.1	1.25	0.12
岩見沢	5,250	▲ 6.4	1,893	▲ 6.5	8,616	17.1	1,967	17.6	1.04	0.21
稚 内	2,123	▲ 11.3	703	▲ 9.8	3,567	9.9	799	12.1	1.14	0.22
岩 内	2,393	▲ 9.3	734	▲ 11.9	5,736	▲ 1.1	1,331	▲ 1.3	1.81	0.19
留 萌	1,374	▲ 16.2	456	▲ 14.1	2,873	5.4	666	10.1	1.46	0.32
名 寄	2,489	▲8.3	850	▲6.7	4,352	5.1	973	7.9	1.14	0.15
浦 河	2,142	▲8.5	710	▲9.9	4,772	19.7	1,058	18.7	1.49	0.36
網走	1,978	▲8.9	691	▲ 4.4	3,375	4.9	781	7.0	1.13	0.12
苫小牧	11,978	2.8	3,952	2.4	17,193	0.1	3,939	▲0.4	1.00	▲0.02
根室	2,956	▲ 7.0	927	▲ 4.4	5,794	9.7	1,275	8.9	1.38	0.17
千 歳	7,787	▲ 4.7	2,830	▲ 5.7	12,362	4.2	2,862	5.1	1.01	0.10

(注)月間有効求職者数・月間有効求人数は年度平均値。

6 新規求職・新規求人、有効求職・有効求人の推移(パート含む常用)

										(単位: 作	丰、人、任	子、%、对	(イント)
Γ						新規求						有効求	人倍率
	項 目 年度・月	新規求職 申込件数	対前年 増減比	新規求人数	対前年 増減比	原数值	対前年 増減差	月間有効水職者数	対前年増減比	月間有効 求 人 数	対前年増減比	原数值	対前年増減差
г	昭和38年度	151,364	****	104,180	****	0.69	****	59,710	****	24,431	****	0.41	****
Н	昭和39年度	140,227	▲7.4	108,561	4.2	0.77	0.08	55,365	▲ 7.3	26,116	6.9	0.47	0.06
	昭和40年度	120,180	▲14.3	92,206	▲ 15.1	0.77	0.00	48,715	▲ 12.0	22,818	▲ 12.6	0.47	0.00
	昭和41年度	124,232	3.4	93,227	1.1	0.75	▲0.02	46,113	▲ 5.3	22,438	▲1.7	0.49	0.02
ı	昭和42年度	122,064	▲1.7	99,173	6.4	0.81	0.06	46,645	1.2	25,579	14.0	0.55	0.06
ı	昭和43年度	120,315	▲1.4	103,982	4.8	0.86	0.05	45,168	▲3.2	30,287	18.4	0.67	0.12
ı	昭和44年度	132,605	10.2	122,746	18.0	0.93	0.07	48,294	6.9	34,879	15.2	0.72	0.05
ı	昭和45年度	136,226	2.7	112,297	▲8.5	0.82	▲0.11	51,687	7.0	33,444	▲ 4.1	0.65	▲0.07
	昭和46年度	145,990	7.2	103.039	▲8,2	0.71	▲0,11	54,880	6,2	27,921	▲ 16,5	0,51	▲0.14
l	昭和47年度	143,946	▲1.4	133,201	29.3	0.93	0.22	56,203	2.4	33,368	19.5	0.59	0.08
l	昭和48年度	128,701	▲10.6	155,967	17.1	1.21	0.28	51,814	▲7.8	42,427	27.1	0.82	0.23
l	昭和49年度	142,922	11.0	122,752	▲21.3	0.86	▲0.35	56,505	9.1	32,696	▲22.9	0.58	▲0.24
	昭和50年度	139,043	▲2.7	94,027	▲23.4	0.68	▲0.18	65,711	16.3	25,595	▲21.7	0.39	▲0.19
ı	昭和51年度	150,223	8.0	83,907	▲10.8	0.56	▲0.12	67,074	2.1	21,790	▲ 14.9	0.32	▲0.07
	昭和52年度	161,383	7.4	80,203	▲ 4.4	0.50	▲0.06	72,980	8.8	19,174	▲ 12.0	0.26	▲0.06
	昭和53年度	152,847	▲5.3	91,464	14.0	0.60	0.10	70,780	▲3.0	22,447	17.1	0.32	0.06
	昭和54年度	148,049	▲3.1	96,756	5.8	0.65	0.05	68,454	▲3.3	25,784	14.9	0.38	0.06
	昭和55年度	169,574	14.5	86,030	▲ 11.1	0.51	▲0.14	69,116	1.0	24,554	▲4.8	0.36	▲0.02
	昭和56年度	187,156	10.4	78,282	▲9.0	0.42	▲0.09	78,696	13.9	22,792	▲7.2	0.29	▲0.07
	昭和57年度	187,914	0.4	78,035	▲0.3	0.42	0.00	83,375	5.9	22,146	▲2.8	0.27	▲0.02
	昭和58年度	189,675	0.9	74,417	▲ 4.6	0.39	▲0.03	84,744	1.6	21,085	▲4.8	0.25	▲0.02
	昭和59年度	193,309	1.9	76,184	2.4	0.39	0.00	86,040	1.5	20,455	▲3.0	0.24	▲0.01
	昭和60年度	191,403	▲ 1.0	82,600	8.4	0.43	0.04	81,458	▲ 5.3	21,002	2,7	0.26	0.02
	昭和61年度	184,800	▲3.4	87,040	5.4	0.47	0.04	80,082	▲1.7	21,098	0.5	0.26	0.00
	昭和62年度	177,920	▲3.7	113,519		0.64	0.17	75,993	▲ 5.1	26,484	25.5	0.35	0.09
	昭和63年度	170,024	▲4.4	152,687	34.5	0.90	0.26	69,369	▲8.7	34,812	31.4	0.50	0.15
	平成元年度	156,929	▲7.7	173,157	13.4	1.10	0.20	63,572	▲8.4	41,259	18.5	0.65	0.15
Г	平成2年度	149,113	▲ 5.0	184,691	6.7	1.24	0.14		▲4.5	45,224	9.6	0.74	0.09
	平成3年度	151,356	1.5	186,774		1.23	▲0.01	60,281	▲0.7	46,373	2.5	0.77	0.03
	平成4年度	166,493	10.0	174,746	▲ 6.4	1.05	▲0.18	66,097	9.6	42,620	▲8.1	0.64	▲0.13
l	平成5年度	186,587	12.1	170,664	▲ 2.3	0.91	▲0.14	73,275	10.9	39,663	▲6.9	0.54	▲0.10
l	平成6年度	200,715	7.6	185,114	8,5	0.92	0.01	78,303	6.9	41,913	5.7	0.54	▲0.00
ı	平成7年度	206,254	2.8	184,989	▲0.1	0.90	▲0.02	82,827	5.8		▲0.1	0.51	▲0.03
ı	平成8年度	215,949	4.7	215,459	16.5	1.00	0.10	85,315	3.0	48,663	16.2	0.57	0.06
	平成9年度	247,015	14.4	195,852	▲9.1	0.79	▲0.21	95,149	11.5	44,154	▲9.3	0.46	▲0.11
ı	平成10年度	273,480	10.7	182,965	▲6.6	0.67	▲0.12	110,086	15.7	38,222	▲13.4	0.35	▲0.11
ŀ	平成11年度	275,279	0.7	189,135	3.4	0.69	0.02	109,020	▲1.0	38,612	1.0	0.35	0.00
	平成12年度	289,067	5.0	231,189	22.2	0.80	0.11	111,834	2.6	47,803	23.8	0.43	0.08
	平成13年度	303,019	4.8	230,617	▲0.2	0.76			3.5		0.5		▲0.01
	平成14年度							'	0.3		1.0		
	平成15年度							II .	▲1.5		5.7		0.03
	平成16年度					1		II .	▲3.6		7.2		0.05
ı	平成17年度			280,704	3.9	0.87	0.03	109,964	▲0.3	58,112	5.7	0.53	0.03
ı	平成18年度			275,631	▲1.8	0.86	▲0.01	109,350	▲0.6	57,529	▲1.0	0.53	0.00
	平成19年度							II .	▲1.2		▲4.1		▲0.02
1	平成20年度		1					II .	3.5		▲13.3		▲0.08
	平成21年度	1	1					II .	10.5		▲9.0		▲0.08
1	平成22年度		i				1		▲1.2		13.7		0.06
1	平成23年度							II.	▲0.3		14.0		0.05
1	平成24年度		1				1		▲8.1		13.7		0.11
1	平成25年度		1				ì	101,843	▲8.9		16.7		0.17
1	平成26年度	1	1	1	1	1	1	11	▲7.9		7.3	100	0.12
	平成27年度		Į.				1		▲5.7		6.1		
	平成28年度			383,593	1	1	1	II .	▲4.5		3.2		

⁽注)1 月間有効求職者数及び月間有効求人数は年度の平均値。

² 昭和45年以前は一般とパートの区分がない。

7 職種別求人・求職状況(パート含む常用)

【平成28年度】	有効求人係	音率	有効求人	数	(単位:倍、人、 有効求職者	
	****	前年差	ļ	前年比		 前年比
職業計	1.04	0.08	87,932	3.2	84,483	▲ 4.
管理的職業	1.11	0.10	266	3.9	239	▲ 5.
専門的·技術的職業	1.59	0.00	17,074	▲2.6	10,769	A 2.
開発·製造技術者	0.72	0.04	474	▲6.1	661	▲ 11.
建築・土木・測量技術者	4.54	0,12	2,706	▲10.1	596	▲ 12.
情報処理·通信技術者	1.62	0.04	1,267	▲7.4	783	▲ 9.
医師、薬剤師等	4.97	▲0.52	812	▲8.8	163	0.
看護師、保健師等	1.55	▲0.18	4,106	▲ 7.0	2,641	3
医療技術者、栄養士等	1.52	0.09	2,119	11.6	1,397	5
保育士、福祉相談員等	1.63	0.23	4,031	14.4	2,469	^ 2
事務的職業	0.36	0.03	8,034	3.4	22,552	▲4
一般事務員	0.28	0.01	5,625	0.8	19,986	A 4
会計•経理事務員	0.66	0.11	651	6.4	992	▲ 11
営業・販売事務員	1.12	0.22	839	16.2	750	▲6
販売の職業	1.34	0.13	10,316	1.2	7,702	8
販売店員、訪問販売員	1.42	0.11	7,457	0.9	5,251	▲6
保険外交員、サービス外交員	1.94	0.56	192	8.4	99	▲23
営業員	1.13	0.14	2,667	1.5	2,352	▲ 11
サービスの職業	2.25	0.29	25,096	6.0	11,134	▲7
ホームヘルパー、ケアワーカー	2.30	0.38	8,917	8.8	3,871	▲9
看護助手、歯科助手等	1.80	0.25	1,290	8.0	718	^ 6
調理人、調理見習	2.76	0.42	6,780	12.2	2,455	A 4
給仕、接客サービス員	2.49	0.12	5,381	▲4.1	2,162	▲8
マンション、駐車場等管理人	0.71	0.12	519	8.3	735	A 9
保安の職業	3,25	0.35	1,685	▲0.9	518	▲ 11
警備員	3.31	0.39	1,684	▲0.8	509:	▲ 12
農林漁業の職業	1.89	0.19	1,302	11.5	690	0
生産工程の職業	1.59	0,22	7,306	5.5	4,594	▲9
生産機械制御・監視員	0.70	0.01	87	▲8.9	124	▲9
金属加工、溶接・溶断工	2.15	0.37	1,069	11.1	497	▲7
その他の製造加工作業員	1.63	0.18	3,825	1.6	2,353	▲ 9
機械組立工	0.85	0.14	474	7.9	559	▲9
整備工・修理工	2.09	0.36	1,274	13.4	609	A 6
製品検査工	2.28	0.69	158	12.8	69	▲21
塗装、CADオペレーター	1.10	0.20	419	5.4	382	▲ 13
輸送、機械運転の職業	1.52	0.11	4,743	3.3	3,114	A 4
自動車運転手	1.78	0.17	3,674	3.2	2,065	▲6
ボイラー・建設機械運転工	1.11	0.07	900	6.3	808	▲0
建設・採掘の職業	2.62	0.34	4,479	5.5	1,707	8
型枠大工、とび工	4.88	0.68	844	5.1	173	▲9
大工•左官	2.38	0.37	981	3.0	411	▲ 13
電気工事、電気配線工	2.14	0.41	689	21.1	322	^ 2
建設・土木作業員	2.47	0.26	1,955	2.8	791	▲8
運搬・清掃・包装の職業	0.39	0.03	7,631	6.6	19,588	<u> </u>
運搬、配達、倉庫作業員	1.13	0.18	1,828	10.8	1,616;	
清掃作業員	1.60	0.21	3,380	4.3	2,113	▲ 9
包装作業員	2.02	▲0.01	193	4. 3	96	▲ 4
選別作業員、軽作業員	0.14	0.01	2,230	8.1	15,764	0

レイバーレター ★

平成29年10月の雇用失業情勢について

道内の雇用情勢は、改善が進んでいる。』

概要(新規学卒を除く常用計)

平成29年10月の有効求人倍率は、1.16倍(前年同月1.09倍)と、前年同月を 0.07ポイント上回った。

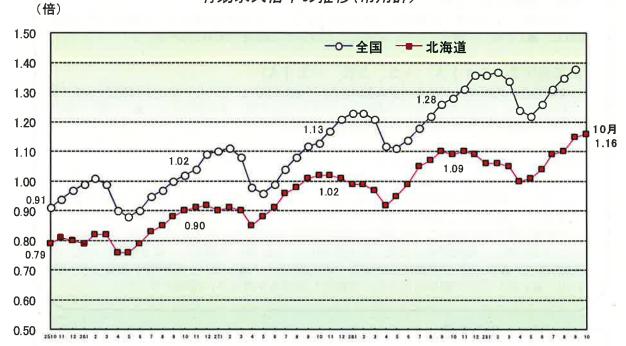
求人

- ・新規求人数は4.8%増加し、3ヶ月連続で前年同月を上回った。
- •月間有効求人数は3.7%増加し、93ヶ月連続で前年同月を上回った。
- ・正社員の有効求人倍率は、0.78倍(前年同月0.69倍)と、前年同月を0.09ポイント上回った。

水職

- ・新規求職申込件数は0.7%増加し、5ヶ月ぶりに前年同月を上回った。
- ・月間有効求職者数は2.5%減少し、72ヶ月連続で前年同月を下回った。

有効求人倍率の推移(常用計)



(問い合わせ先)

厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業安定課 地方労働市場情報官

TEL 011-709-2311(内線 3672)

URL http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

※常用とは、雇用契約において雇用期間の定めのない、又は4か月以上の 雇用期間が定められているものをいう。

主たる産業の新規求人の概要 (平成29年10月の求人数)

求人増加の主な産業

·建設業(3,170人 +13.4% +374人)

昨年の台風被害の復旧を含む公共工事、北海道新幹線工事及び各種の建設工事に従事する技術者や作業員の人手不足は続いており、新規求人数は3か月連続で増加となった。 また、主に関東方面での土木建築工事の求人は70件232人(前年同月74件、258人) と減少、そのうち東北地方の復旧工事の求人は、36件124人(前年同月47件、161人)と 減少となった。

・サービス業 (3, 983人 +7.8% +288人)

その他の事業サービス業(求人数2,309人、+5.6%)、職業紹介・労働者派遣業(求人数829人、+6.6%)などで増加し、廃棄物処理業(求人数145人、 $\blacktriangle3.3\%$)などで減少したが、全体としては5か月ぶりに増加となった。

・製造業(2,593人 +11.0% +258人)

製造業の新規求人数の約半数を占める食料品製造業(求人数1,520人、+11.4%)、金属製品製造業(求人数215人、+26.5%)などで増加し、輸送用機械器具製造業(求人数101人、▲1.9%)、木材・木製品製造業(求人数88人、▲20.7%)などで減少したが、全体としては4か月ぶりに増加となった。

· 運輸業、郵便業(1,678人 +11.1% +168人)

道路貨物運送業(求人数888人、+10.4%)、道路旅客運送業(求人数603人、+2.7%)などで増加し、倉庫業(求人数21人、▲22.2%)などで減少したが、全体としては6か月連続で増加となった。

· 医療、福祉 (8, 887人 +1. 9% +164人)

社会保険・社会福祉・介護事業(求人数5,838人、+3.4%)が増加し、医療業(求人数3,020人、▲1.1%)が減少したが、全体としては3か月連続で増加となった。

情報通信業(741人 +3.3% +24人)

情報処理・提供サービス業(求人数184人、+42.6%)、インターネット付随サービス業(求人数55人、+27.9%)などで増加し、ソフトウェア業(求人数392人、▲12.3%)が減少したが、全体としては2か月ぶりに増加となった。

卸売業、小売業(4、818人 +0.2% +12人)

卸売業 (求人数919人、▲1.3%) は減少した。そのうち、その他の卸売業 (求人数240人、+31.1%) 、建築材料等卸売業 (求人数131人、+8.3%) で増加したが、飲食料品卸売業 (求人数327人、▲3.8%) 、機械器具卸売業 (求人数175人、▲25.2%) などで減少となった。

小売業 (求人数3,899人、+0.6%) は増加した。そのうち、その他の小売業 (求人数1,656人、+10.0%) 、機械器具小売業 (求人数480人、+5.7%) で増加し、飲食料品小売業 (求人数936人、▲11.5%) 、各種商品小売業 (求人数598人、▲1.5%) 、織物等小売業 (求人数217人、▲4.8%) などで減少となった。全体としては5か月ぶりに増加となった。

- 求人減少の主な産業

・宿泊業、飲食サービス業 (3, 518人 ▲1.5% ▲54人)

宿泊業 (求人数964人、+16.4%) が増加したが、飲食サービス業 (求人数2,078人、▲21.2%) が減少し、全体としては3か月ぶりに減少となった。

※括弧内は左から新規求人数、前年同月比、前年同月差。

1 新規求人数の状況(常用計)

			(単位	た:人、%、ポイント)
産業	29年10月	28年10月	增減差	增減比
A,B 農,林,漁業	453	429	24	5.6
D 建 設 業	3,170	2,796	374	13.4
E 製 造 業	2,593	2,335	258	11.0
食料品製造業	1,520	1,364	156	11.4
窯業・土石製品製造業	62	62	0	0.0
金属製品製造業	215	170	45	26.5
はん用・生産用・業務用・電気機械器具製造業	205	140	65	46.4
輸送用機械器具製造業	101	103	▲2	▲ 1.9
その他の製造業	490	496	▲6	▲ 1.2
G 情報通信業	741	717	24	3.3
H 運輸業,郵便業	1,678	1,510	168	11.1
I 卸売業,小売業	4,818	4,806	12	0.2
M 宿泊業.飲食サービス業	3,518	3,572	▲ 54	▲1.5
P 医療,福祉	8,887	8,723	164	1,9
R サービス業(他に分類されないもの)	3,983	3,695	288	7.8
その他	4,593	4,281	312	7.3
合 計	34,434	32,864	1,570	4.8
新規求人に占めるパートの割合	32.5	31.3	1.2	

⁽注)新規学卒を除く常用計。

新規求人数に占める パート求人数の割合	、求人数 対前年増減比	うちバート 「	於人数 前年增減比	うちフルタイムの対	数前年增減比	新規求人	年度・月
3 29.	▲3.8	78,176	▲3.5	187,650	▲3.6	265,826	平成19年度
30,	▲9.0	71,120	▲ 14.5	160,502	▲ 12.9	231,622	平成20年度
30.	▲3.6	68,534	▲3.9	154,279	▲3.8	222,813	平成21年度
1 30.	9.4	74,992	11.3	171,638	10.7	246,630	平成22年度
29.	5.9	79,424	12.8	193,586	10.7	273,010	平成23年度
29.	12.0	88,946	8.7	210,371	9.6	299,317	平成24年度
29.	14.5	101,845	14.0	239,724	14.1	341,569	平成25年度
30.	7.1	109,031	4.3	249,928	5.1	358,959	平成26年度
30,	5.6	115,124	3.6	259,043	4.2	374,167	平成27年度
31.	4.3	120,065	1.7	263,528	2.5	383,593	平成28年度
31,	0.9	10,278	▲ 4.1	22,586	▲2.6	32,864	P成28年度10月
32,	7.7	9,331	4.8	19,830	5.7	29,161	11月
30.	5.0	7,827	2.0	17,907	2.9	25,734	12月
30.	6.0	9,680	▲ 1.8	22,362	0.4	32,042	1月
32.	4.9	11,253	2.3	22,989	3.2	34,242	2月
32.	4.3	11,289	5.2	23,533	4.9	34,822	3月
32.	3.6	10,617	▲5,9	22,577	▲3.1	33,194	平成29年度4月
31.	3,3	10,014	3.8	21,705	3.7	31,719	5月
31.	0.6	9,976	0.7	22,121	0.7	32,097	6月
31.	1.8	10,187	▲ 5.6	22,130	▲3.4	32,317	7月
32.	3.2	10,460	1,1	21,557	1.8	32,017	8月
31.	2.9	10,715	3.0	23,373	3.0	34,088	9月
	8.7	11,174	3.0	23,260	4.8	34,434	10月 注) 新規学卒を除く

2 新規求職者の状況(常用計)

	新規求職	戦申込件数 [在	職者	翔	職者					無	業者
年度・月	1	对前年增減比		対約年増減比		刘朝年海域比	うち事業	上都会無職 対前年用MJL	うち自己	都食無職 対前年増減比	1	对前年增減比
平成19年度	319,456	▲0.7	58,340	3.4	223,468	▲1,1	80.158	0.8	133,186	▲2.7	37,648	▲4.2
平成20年度	337,271	5.6	61,668	5.7	235,441	5.4	90,410	12.8	133,404	0.2	40,161	6.7
平成21年度	351,058	4,1	63,186	2.5	245,007	4.1	101.376	12.1	129,891	▲2.6	42,865	6.7
平成22年度	353,025	0.6	65,371	3.5	235,071	▲ 4.1	91.995	▲9.3	130,132	0.2	52,583	22,7
平成23年度	348,427	▲1.3	65,994	1.0	227,669	▲3.1	85,171	▲7.4	130,675	0.4	54,764	4.1
平成24年度	309,819	▲ 11.1	64,781	▲1.8	203,020	▲10.8	71,671	▲15.9	120,803	▲7.6	42,018	▲23.3
平成25年度	288,868	▲6.8	67,530	4.2	184,130	▲9,3	60,924	▲15.0	113,921	▲5.7	37,208	▲11. 4
平成26年度	270,711	▲6.3	67,461	▲0.1	171,109	▲ 7.1	53,531	▲ 12.1	109,050	▲ 4.3	32,141	▲ 13.6
平成27年度	251,706	▲7. 0	64,779	▲ 4.0	158,996	▲7.1	49,246	▲8.0	102,158	▲6.3	27,931	▲ 13.
平成28年度	238,747	▲5.1	63,688	▲1.7	149,637	▲ 5.9	43,870	▲10.9	98,699	▲3.4	25,422	▲9.0
Z成28年度10月	18,363	▲6.5	4,476	▲5.8	11,898	▲6.8	3,458	▲6.5	7,919	▲ 7.1	1,989	▲5.9
11月	17,105	▲3.9	4,581	▲ 1.2	10,820	▲3.7	3,076	▲ 10.6	7,293	▲0.8	1,704	▲ 12.0
12月	14,047	▲10.6	3,782	▲9.4	9,018	▲10.8	3,051	▲16.0	5,592	▲8.4	1,247	▲ 12.7
1月	20,742	▲0.2	6,012	2,1	12,830	▲0.4	3,741	▲ 12,3	8,606	6.2	1,900	▲ 5.3
2月	21,783	▲4.0	7,876	1,1	11,638	▲ 7.1	3,258	▲ 14.2	7,842	▲3.4	2,269	▲ 4.2
3月	23,056	▲6.0	7,564	2.3	12,834		3,811	▲ 14.6.	8,472	▲6.0	2,658	▲ 11.2
平成29年度4月	26,439	▲6.4	4,256	▲9.5	19,753	▲ 4.5	7,129	▲7.9	11,154	▲ 2.4	2,430	▲14.5
5月	20,347	0.4	4,674		13,419	▲0.3	3,764	▲5.7	9,000	1.8	2,254	2.5
6月	18,705	▲4.0	4,966	▲1.7	11,764	▲3.5	3,033	▲9.7	8,181	▲ 1.2	1,975	▲ 11.7
7月	16,878	▲4.5	4,367	▲4.5	10,923	▲2.7	2,666	▲7.9	7,774	▲1.0	1,588	▲ 15.0
8月	18,522	▲2.0	5,008	▲0.8	11,445	▲0.2	2,636	▲2.8	8,323	0.8	2,069	▲ 13.1
9月	17,350	▲9.1	4,818	▲ 11.0	10,678	▲ 7.6	2,531	▲8.9	7,657	▲ 7.9	1,854	▲ 12.6
10月	18,495	0.7	4,616	3.1	12,022	1.0	3,303	▲4.5	8,220	3.8	1,857	▲6.6
) 1. 新規学卒を図	(100.0)		(25.0)		(65.0)		(17.9)		(44.4)		(10.0)	

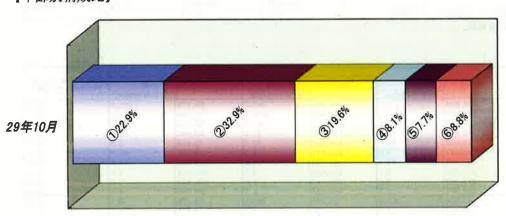
^{1.} 新規学卒を除く常用計。2. 新規求職申込件数について、理由不明のものが存在するため、内訳と必ずしも一致しない。

3 新規求職者の年齢別状況(常用計)

(単位:人、%)

Ann H-A		29年10月	Week State of the		28年10月	00-11115-111		増減比	
年 齢	計	男	女	計	男	女	計	男	女
29歳以下	4, 234	1, 679	2, 548	4, 332	1, 746	2,580	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 1. 2
30~44歳	6,091	2, 162	3,928	6, 285	2, 233	4, 045	▲ 3.1	▲ 3.2	▲ 2.9
45~54歳	3, 631	1,323	2, 302	3, 591	1, 351	2, 239	1.1	▲ 2.1	2. 8
55~59歳	1, 491	647	842	1, 358	619	738	9.8	4.5	14. 1
60~64歳	1, 427	774	652	1, 417	774	642	0.7	0.0	1.6
65歳以上	1,621	1,054	566	1,380	881	498	17. 5	19.6	13. 7
合計	18, 495	7,639	10,838	18,363	7,604	10,742	0.7	0.5	0.9

【年齡別構成比】



□①29歳以	F
□230~44£	彘
□(3)45~54£	赱
□ ④ 55~59₺	表
□\$60~64£	宼
□⑥65歳以_	Ł

4 雇用保険被保険者数の推移

(単位:人、%)

年度・月	月末被伊	保険者数	資格取	得者数	資格喪	失者数 「	うち事業主	都合離職	資格喪失者 数に対する事 業主都合離
		対前年増減比		対前年増減比		対前年增減比		対前年增減比	職の構成比
平成19年度	1,265,225	2.7	288,643	3.6	253,323	▲3.4	36,811	3.6	14.5
平成20年度	1,266,407	0.1	252,614	▲ 12.5	243,954	▲3.7	41,563	12.9	17.0
平成21年度	1,277,908	0.9	250,929	▲0.7	233,178	▲4.4	40,126	▲3,5	17.2
平成22年度	1,300,155	1.7	273,545	9.0	242,998	4.2	32,958	▲17.9	13.6
平成23年度	1,307,494	0.6	270,934	▲1.0	255,304	5.1	29,338	▲11.0	11.5
平成24年度	1,316,054	0.7	278,378	2.7	258,349	1.2	25,741	▲12.3	10.0
平成25年度	1,328,970	1.0	289,473	4.0	261,225	1.1	21,427	▲16.8	8.2
平成26年度	1,339,381	0.8	294,391	1.7	263,798	1.0	19,011	▲11.3	7.2
平成27年度	1,358,957	1.5	294,805	0.1	262,803	▲0.4	17,491	▲8.0	6.7
平成28年度	1,378,299	1.4	291,390	▲1.2	263,452	0.2	15,733	▲10.1	5.9
平成28年度10月	1,381,152	1.4	22,294	▲ 1.9	23,569	7.8	1,497	24.2	6.4
11月	1,381,869	1.2	21,493	4.9	18,351	8.7	1,029	▲ 1.3	5.6
12月	1,381,595	1.1	18,088	▲10.8	16,710	▲1.7	1,109	▲24.2	6.6
1月	1,375,917	1.2	17,808	4.1	21,046	▲3.2	1,255	▲30.0	6.0
2月	1,375,667	1.2	18,904	▲2.1	17,301	▲ 4.8	1,153	▲4.7	6.7
3月	1,375,699		22,217	4.6	21,704	0.8	.1,274	▲20.5	5.9
平成29年度4月	1,379,418	1,1	50,819	▲2.7	46,247	▲0.4	2,797	▲10.2	6.0
5月	1,394,556	1.2	37,705	9.8	22,107	5.8	1,232	12.5	5.6
6月	1,397,877	1.1	25,810	4.5	20,972	9.7	1,182	12.6	5.6
7月	1,398,086	1.1	21,901	5.7	20,263	3.8	938	▲5.2	4.0
8月	1,396,603	1.1	20,028	0.8	19,766	▲0.0	1,021	7.0	5.:
9月	1,394,671	1.1	18,871	0.8	18,888	▲0.9	1,092	▲10.0	5.8
10月	1,392,990	0.9	22,565	1.2	22,453	▲4.7	1,527	2.0	6.1

⁽注)1. 平成22年1月、船員保険の失業部門が雇用保険に統合。

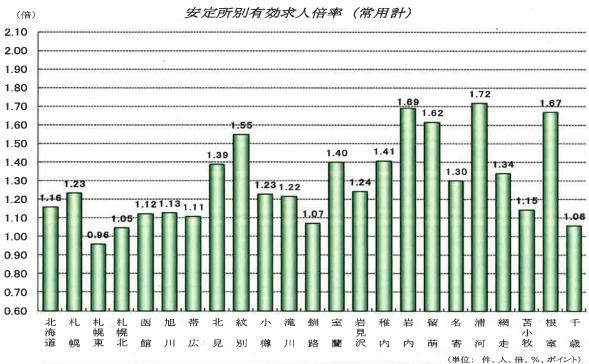
^{2.} 一般被保険者。

^{3.} 月末被保険者数の年度分は3月末の数値。

5 職業紹介状況(常用計)

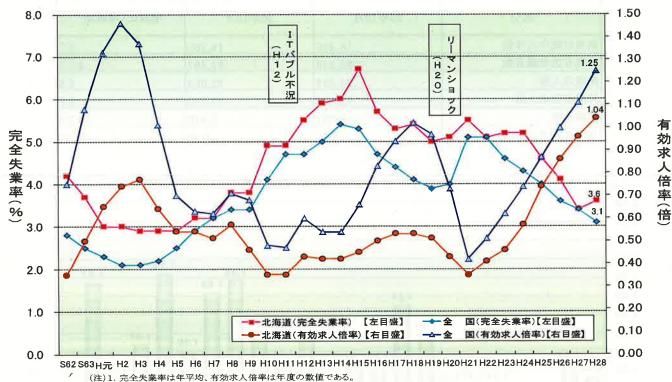
(単位:件、人、倍、%、ポイント)

区分	29年10月	28年10月	增減比(増減差)
新規求職申込件数	18,495	18,363	0.7
月間有効求職者数	80,338	82,367	▲2.5
新規求人数	34,434	32,864	4.8
月間有効求人数	93,104	89,745	3.7
就職件数	5,281	5,440	▲2.9
月間有効求人倍率	1.16	1.09	0.07



安定所	新規求職の	申込件数	月間有効率	於職者数	新規求	人数	月間有効	求人数	有効求人	倍率
	7	前年比	1	前年比	Ī	前年比	Ĭ	前年比	1	前年差
計	18,495	0.7	80,338	▲2.5	34,434	4.8	93,104	3.7	1.16	0.07
札幌	3,824	2.7	15,885	▲ 1.6	7,114	3.8	19,603	6.4	1.23	0.09
札幌東	2,588	0.5	12,621	▲ 2.0	4,261	▲5.3	12,116	▲0.3	0.96	0.02
札幌北	1,864	0.7	8,637	▲ 3.2	3,278	12.4	9,042	6.4	1.05	0.10
函 館	1,566	0.6	7,084	0.4	3,239	34.8	7,967	10.8	1.12	0.10
旭川	1,376	▲ 1.6	5,805	▲5.1	2,442	9.7	6,549	6.0	1.13	0.12
帯 広	990	▲5.8	4,596	▲5.2	1,819	▲ 15.5	5,096	▲ 12.6	1.11	▲0.09
北 見	508	3.3	2,253	▲ 1.5	1,100	8.4	3,129	6.9	1.39	0.11
紋 別	106	3.9	391	4.3	237	3.0	606	7.1	1.55	0.04
小 樽	491	▲ 8.7	2,105	▲ 7.3	967	5.6	2,588	1.1	1.23	0.10
滝 川	431	1.9	1,825	▲ 4.8	904	18.3	2,221	4.6	1.22	0.11
釧路	875	0.7	3,359	▲ 2.4	1,357	▲8.1	3,605	2.4	1.07	0.00
室蘭	781	4.4	2,923	1.1	1,667	9.3	4,095	6.2	1.40	0.07
岩見沢	376	▲ 9.4	1,700	▲ 7.5	802	8.8	2,115	2.3	1.24	0.11
稚 内	134	17.5	619	8.8	279	▲5.4	872	16.0	1.41	0.09
岩 内	199	7.6	706	2.6	410	▲ 18.7	1,195	▲14.7	1.69	▲0.35
留萌	116	14.9	405	▲ 6.5	228	▲ 10.2	655	▲3.0	1.62	0.06
名 寄	188	▲ 1.1	787	▲ 1.7	407	4.1	1,024	6.8	1.30	0.10
浦 河	152	2.0	621	▲ 1.4	371	▲ 11.5	1,067	5.6	1.72	0.12
網走	142	9.2	633	2.8	303	16.1	849	15.8	1.34	0.15
苫小牧	978	6.0	3,842	▲ 2.1	1,660	19.4	4,402	13.8	1.15	0.16
根 室	237	0.4	908	5.0	547	2.8	1,517	12.6	1.67	0.11
千 歳	573	▲3.4	2,633	▲ 7.6	1,042	▲5.6	2,791	▲ 4.5	1.06	0.04

6 有効求人倍率・完全失業率の推移(常用計)



2. 平成23年の全国の完全失業率は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難な状況となったことから、 岩手県、宮城県 及び福島県の数値を補完的に推計した結果によって集計している。

【有効求人倍率】

(単位:倍、ポイント)

												4-17 • 1	H / W/-1	117
区	分	28年			29年		CONTRACTOR				10372			
);	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	常用計	1.09	1. 10	1. 09	1.06	1.06	1. 05	1.00	1. 01	1. 04	1.09	1. 10	1. 15	1.16
北海	原数値	(0.07)	(0.08)	(0.08)	(0, 07)	(0.07)	(0.08)	(0.08)	(0.06)	(0.05)	(0.04)	(0.03)	(0.05)	(0.07)
道	季節	1.07	1.07	1. 10	1.10	1. 13	1. 08	1. 09	1.09	1. 08	1.09	1. 09	1. 13	1. 14
,,,,	調整値	(0.01)	(0.00)	(0.03)	(0.00)	(0.03)	(▲0, 05)	(0.01)	(0.00)	(▲0, 01)	(0.01)	(0.00)	(0, 04)	(0.01)
	常用計	1. 28	1. 31	1.36	1. 36	1. 37	1. 34	1. 24	1. 22	1. 26	1. 31	1. 35	1.38	-
全	原数値	(0.15)	(0.14)	(0.15)	(0.13)	(0.14)	(0.13)	(0.12)	(0.11)	(0.12)	(0.13)	(0.13)	(0.12)	
玉	季節	1.40	1. 41	1. 43	1. 43	1. 43	1. 45	1.48	1. 49	1.51	1. 52	1. 52	1. 52	
	調整値	(0.02)	(0.01)	(0.02)	(0.00)	(0.00)	(0.02)	(0.03)	(0.01)	(0.02)	(0.01)	(0.00)	(0.00)	

- (注) 1. 常用計原数値() 内は対前年同月差、季節調整値() 内は対前月差。
 - 2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。

【完全失業率】

(単位:%)

														C-1-122	. /0/
		\triangle	28年			29年									
		77	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
41-	.\ / =	11,74		3. 3			3.8			3. 4			3. 2		
136	海	道		(3.4)			(3.8)			(3.4)			(3.9)		
全		围	3. 0	3. 1	3. 1	3. 0	2. 8	2.8	2.8	3. 1	2. 8	2.8	2. 8	2. 8	

- (注) 1. 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。
 - 2. ()内は前年同期。
 - 3. 季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。

[資料出所:総務省統計局「労働力調査」]

7 新規求職・新規求人、有効求職・有効求人の推移(常用計)

(単位: 件、人、倍、%、ポイント)

									(里1年)	+、八、1		
					新規求						有効求	人倍率
項目	新規求職	対前年	新 規	対前年		対前年	月間有効		月間有効			対前年
年度・月		增減比		增減比	原数値	増減差	求職者数		求人数	増減比		増減差
平成19年度	319,456	▲0.7	265,826		0.83	▲0.03	*108,092	▲ 1.2	*55,188	▲ 4.1	1 3	▲0.02
平成20年度	337,271	5.6	231,622	▲ 12.9	0.69		*111,848	3.5	*47,848	▲ 13.3	0.43	▲0.08
平成21年度	351,058	4.1	222,813	▲3.8	0.63	▲0.06	*123,557	10.5	*43,551	▲ 9.0	0.35	▲0.08
平成22年度	353,025	0.6	246,630	10.7	0.70	0.07	*122,055	▲ 1.2	*49,510	13.7	0.41	0.06
平成23年度	348,427	▲ 1.3	273,010	10.7	0.78	0.08	*121,742	▲0.3	*56,424	14.0	0.46	0.05
平成24年度	309,819	▲11.1	299,317	9.6	0.97	0.19	*111,830	▲8.1	*64,134	13.7	0.57	0.11
平成25年度	288,868	▲6.8	341,569	14.1	1.18	0.21	*101,843	C .	*74,858	16.7	0.74	
平成26年度	270,711	▲ 6.3	358,959	5.1	1.33	0.15	*93,839	▲ 7.9	*80,334	7.3	0.86	0.12
4月	33,621	▲ 7.4	32,090	9.3	0.95	0.14	107,401	▲10.6	81,265	11.5	0.76	0.15
5月	23,617	▲ 13.9	28,916		1.22	0.25	104,844		79,982	11.7	0.76	
6月	21,134	▲ 5.6	28,966		1.37	0.14	100,405	▲9.6	79,342	10.4	0.79	
7月	21,775	▲8.6	31,281		1.44	0.16	96,298	2	80,190	7.1	0.83	: 1
8月	20,475	▲8.1	28,214		1.38	0.14	93,763	8	79,439	5.3	0.85	
9月	21,069	▲ 4.3	30,734		1.46	0.15	92,792	9	82,058	6.0	0.88	
10月	21,902	▲ 7.6	32,203		1.47	0.13	91,804	ā .	82,805	4.9	0.90	
11月	18,098	▲ 9.5	25,888		1.43	0.15	86,620	8	79,231	4.2	0.91	
12月	15,542	▲ 7.7	23,857		1.54	0.25	81,120	5	74,381	6.5	0.92	
1月	23,879	▲3.2	31,964		1.34	0.11	84,375		76,053	6.9	0.90	
2月	23,876	1.3	31,277		1.31	0.04	89,709	£	81,578	6.7	0.91	
3月	25,723	0.4	33,569		1.31	0.09	96,943	▲ 2.6	87,684	7.2	0.90	0.03
平成27年度	251,706	▲ 7.0	374,167		1.49	0.16	*88,473		*85,215	6.1	0.96	0.10
4月	30,613	▲8.9	33,762		1.10	0.15	102,639	▲ 4.4	86,967	7.0	0.85	0.10
5月	20,743	▲12.2	29,690	11	1.43	0.13	97,503	▲ 7.0	85,434	6.8	0.88	
6月	21,008	▲0.6	31,325		1.49	0.21		▲ 6.1	86,037		0.00	
7月	19,954	▲ 8,4	33,877		1.49	0.12	94,296 89,846			8.4 7.6	0.91	
8月		▲ 6.4	- 23	100		100		Ξ	86,287 86,606	er i		
9月	19,160		30,217		1.58	0.20	87,959	9		9.0	0.98	
100000000000000000000000000000000000000	19,102	▲ 9.3	30,641	▲0.3	1.60	0.14	86,459		87,409	6.5	1.01	
10月	19,630	▲ 10.4	33,743	4.8	1.72	0.25	85,358		87,102	5.2	1.02	
11月	17,807	▲ 1.6	27,594	QU	1.55	0.12	82,222		84,054	6.1	1.02	
12月	15,707	1.1	25,016	DI	1.59	0.05	78,304		79,278	6.6	1.01	
1月	20,782	▲ 13.0	31,909	Lii.	1.54	0.20	80,103		79,213	4.2	0.99	
2月	22,684		33,185		1.46	0.15	85,189		84,756	3.9	0.99	
3月	24,516	▲4.7	33,208		1.35	0.04	91,799		89,440	2.0		
平成28年度	238,747	▲5,1	383,593		1.61	0.12	*84,483	▲4. 5	*87,932	3.2	1.04	
4月	28,234	▲ 7.8	34,247	1.	1.21	0.11	96,336	:	88,938	2.3	0.92	
5月	20,274	▲2.3	30,599		1.51	0.08	92,645	▲5.0	87,694	2.6	0.95	0.07
6月	19,475	▲ 7.3	31,876		1.64	0.15				3.0	0.99	0.08
7月	17,680		33,450		1.89	0.19				2.7	1.05	:
8月	18,901	▲1.4	31,460		1.66	0.08			89,746	3.6	1.07	0.09
9月	19,087	▲0.1	33,096	8.0	1.73	0.13	83,284	▲3.7	91,257	4.4	1.10	0.09
10月	18,363	▲ 6.5	32,864	▲ 2.6	1.79	0.07	82,367	▲3.5	89,745	3.0	1.09	0.07
11月	17,105	▲3.9	29,161	5.7	1.70	0.15	79,653	▲3.1	87,582	4.2	1.10	: 1
12月	14,047	▲10.6	25,734	8 11	1.83	0.24	1		81,572	2.9	U. 2	
1月	20,742	▲0.2	32,042	18	1.54	0.00			81,628	3.0	V. 3	:
2月	21,783	▲ 4.0	34,242	52	1.57	0.11			87,455	3.2	1.06	: 1
3月	23,056	▲ 6.0	34,822	4.9	1.51	0.16			92,369	3.3	8	
平成29年度												
4月	26,439	▲6.4	33,194	▲3.1	1.26	0.05	91,583	▲ 4.9	91,632	3.0	1.00	0.08
5月	20,347	0.4	31,719		1.56	0.05			90,673	3.4	1 3	
6月	18,705	▲ 4.0	32,097		1.72	0.08			90,150	1.8	4	
7月	16,878	▲ 4.5	32,317		33	0.02	1 8	▲ 2.9	88,878	0.3		1
8月	18,522	▲ 2.0	32,017		1.73	0.07	1 3		89,958	0.3		
9月	17,350	▲ 9.1	34,088		1.73	0.23			92,711	1.6		:
10月	18,495	0.7	34,434		18							1
(注) * EIIの数			34,434	4.8	1.80	0.07	00,338	A 2.5	93,104	3.1	1.16	0.07

(注)*印の数値は年度の平均値。

8 職種別求人・求職状況(常用計)

【平成29年10月内容】	月間有効	求人倍率	月間有効求	人数	<u>(単位:倍、人</u> 月間有効求耶	- Company
	3413133	前年差		前年比	*****	前年比
職業計	1.16	0.07	93,104	3.7	80,338	▲2.5
管理的職業	1.30	0.23	255	2.0	196	▲ 16.2
専門的・技術的職業	1.71	0.00	17,391	▲0.4	10,200	0.1
開発·製造技術者	0.71	▲0.14	411	▲23.3	578	▲8.0
建築・土木・測量技術者	5.47	▲0.35	2.712	4 .0	496	2.
情報処理·通信技術者	1.69	▲0.13	1,315	▲ 1.9	776	5.
医師、薬剤師等	5.08	▲0.10	772	▲ 12.9	152	▲ 11.
看護師、保健師等	1.41	▲0.18	3,860	▲6.5	2,744	5.
医療技術者、栄養士等	1.58	▲0.08	2,119	▲ 7.1	1,337	▲ 2.
保育士、福祉相談員等	2.05	0.35	4,664	17.0	2,276	▲ 3.
事務的職業	0,37	0.01	7,966	0.1	21,601	▲ 2.
一般事務員	0.28	0.00	5,435	▲0.6	19,086	▲ 2.
	0.72	0.06	710	4.1	983	▲ 4.
会計•経理事務員			877	6.3	756	4.
営業・販売事務員	1.16	0.02				<u>4.</u>
販売の職業	1.63	0.30	10,855	4.2	6,666	
販売店員、訪問販売員	1.69	0.29	7,824	3.0	4,625	▲ 14.
保険外交員、サービス外交員	1.67	▲0.14	127	▲34.5 w	76	▲ 29.
営業員	1.48	0.33	2,904	10.3	1,965	▲ 14.
サービスの職業	2.58	0.21	26,619	2.1	10,303	▲ 6.
ホームヘルパー、ケアワーカー	2.91	0.47	10,572	12.1	3,634	▲5.
看護助手、歯科助手等	2.34	0.48	1,428	5.9	609	▲ 16.
調理人、調理見習	3.00	▲0.12	6,975	▲ 4.6	2,328	^ 0.
給仕、接客サービス員	2.57	0.09	4,987	▲7.9	1,938	▲ 11.
マンション、駐車場等管理人	0.75	0.00	475	▲7.9	637	▲7.
保安の職業	3.94	0.36	1,844	5.6	468	▲ 4.
警備員	4.01	0.34	1,844	5.6	460	▲3.
農林漁業の職業	2.42	0.33	1,266	3.8	524	▲10
生産工程の職業	1.99	0.30	7,851	2.8	3,948	▲ 12
生産機械制御·監視員	0.76	0.04	90	4.7	119	▲0.
金属加工、溶接•溶断工	2.68	0.45	1,106	2.0	412	▲15.
その他の製造加工作業員	1.98	0.17	4,110	▲0.5	2,074	▲9
機械組立工	1.25	0.39	532	7.9	426	▲25
整備工•修理工	2.84	0.78	1,391	8.3	490	▲21
製品検査工	2.65	0.49	183	14.4	69	▲ 6
塗装、CADオペレーター	1.23	0.14	439	11.1	358	▲1
輸送、機械運転の職業	1.88	0.23	5,243	10.8	2,790	^ 2
自動車運転手	2.11	0.15	3,950	5.6	1,874	_1
ボイラー・建設機械運転工	1.55	0.35	1,129	31.6	727	1
建設・採掘の職業	4.07		4,853	15.1	1,193	▲7
型枠大工、とび工	9.57	0.91	938	12.9	98	2
大工・左官	4.03	1.08	1,132	22.0	281	▲10
電気工事、電気配線工	2.59	0.34	724	7.3	280	▲ 6
建設・土木作業員	3.86	0.71	2,047	15.0	530	_ 6
Sections :			8,961	11.6	20,299	4
運搬・清掃・包装の職業	0.44					
運搬、配達、倉庫作業員	1.55	0.31	2,288	17.2	1,472	▲ 6
	1.94		3,863	8.3	1,994	▲ 4
包装作業員 選別作業員、軽作業員	2.83 0.15		2,575	▲ 7.1 14.2	83 16,750	▲ 10

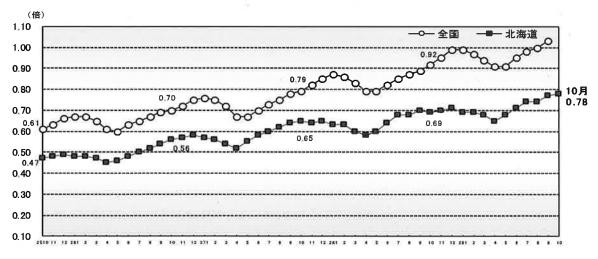
9 新規求人数の正社員割合

														(単位:人、%
		28年			29年										対前年
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	同期比(差)
所規求人数		32,864	29,161	25,734	32,042	34,242	34,822	33,194	31,719	32,097	32,317	32,017	34,088	34,434	4,
正社員求	人	14,099	12,773	11,868	14,602	14,694	15,022	14,050	14,231	14,493	14,334	13,875	15,405	14,980	6.
	占める割合	42.9	43.8	46.1	45.6	42.9	43.1	42.3	44.9	45,2	44.4	43.3	45.2	43.5	0.
正社員求	人以外	18,765	16,388	13,866	17,440	19,548	19,800	19,144	17,488	17,604	17,983	18,142	18,683	19,454	3,
	占める割合	57.1	56.2	53.9	54.4	57.1	56.9	57.7	55.1	54.8	55.6	56.7	54.8	56.5	▲0.

10 産業別正社員の新規求人数・割合

						(単位:人、%)		
	産業	別正社員の新規求人	数	産業別新規求人数に占める正社員求人の割合				
産業	29年10月	28年10月	増減比	29年10月	28年10月	增減差		
D 建 設 業	2,594	2,239	15.9	81.8	80.1	1.7		
B製造業	962	887	8.5	37.1	38.0	▲0.9		
G 情報通信業	557	493	13.0	75.2	68.8	6.4		
H 運輸業、郵便業	1,051	947	11.0	62.6	62.7	▲0.1		
1 卸売業,小売業	1,881	1,766	6.5	39.0	36.7	2,3		
M 宿泊業,飲食サービス業	1,178	1,232	▲4.4	33.5	34.5	▲1.0		
P 医療、福祉	3,732	3,618	3.2	42.0	41.5	0.5		
R サービス業(他に分類されないもの)	911	961	▲ 5.2	22.9	26.0	■ 3.1		
その他	2,114	1,956	8.1	41.9	41.5	0.4		
合 計	14,980	14,099	6.2	43.5	42.9	0.6		

11 正社員の有効求人倍率の推移



(単位:倍、ポイント)

IZ		_/	28年	-		29年									
		N	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
北	海	道	0.69	0.70	0.71	0.69	0.69	0.68	0.65	0.68	0. 71	0.74	0.74	0. 77	0.78
114	件	坦	(0.04)	(0.06)	(0.06)	(0.06)	(0.06)	(0.08)	(0.07)	(0.08)	(0.07)	(0.06)	(0.06)	(0.07)	(0.09)
A		田	0.92	0. 95	0.99	0. 99	0.97	0, 94	0, 91	0.91	0. 95	0.98	1.00	1.03	
全		国	(0.13)	(0.13)	(0.14)	(0.12)	(0.11)	(0.11)	(0.12)	(0.12)	(0.13)	(0.13)	(0.13)	(0.14)	

- (注) 1.正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
 - 2. 下段() 内は対前年同月差。





最低賃金引上げ支援

中小企業向け

業務改善財成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上 引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

最低賃金の引上げ額が異なる

うつのコースからチョイスできます。

助成の上限額

50万円~200万円

事業場内最低賃金が 750円未満の事業場で、 その額を30円以上引き上げた場合 ● 無場内最低賃金が800円以上 1000円未満の事業場で、 その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!

申請方法や相談窓口となる 問い合わせ先などが確認できます。 業務改善助成金

検索

http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/



最低賃金引上げ支援業務改善助成金

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。

助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です!

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。



STEP 1

助成金交付申請書を 都道府県労働局に提出!



設備・機器の導入などで 生産性を向上!

STEP3

事業場内の 最低賃金を引上げ STEP4

助成金を支給!



選べる

5つの

コース

つのコースから選べます!

最低賃金の引上げ額

助成率

助成の上限額

助成対象事業場

30円以上

40円以上

60円以上

90円以上

120円以上

7/10 (*) (常時使用する労働者数が企業全体で 30 人以下の事業場は 3/4 (※))

※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)

0万円

70万円

00万円

200万円

事業場内最低賃金が 750 円未満の事業場

事業場内最低賃金が 800円未満の事業場

事業場内最低賃金が 1000 円未満の事業場

事業場内最低賃金が 800 円以上 1000 円未満の 事業場

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、 その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例

POS レジシステム導入による在庫管理の短縮/リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮/ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化/

専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上/人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ!

申請方法や相談窓口となる 問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/



北海道 中小企業団体中央会

北海道中小企業団体中央会

第1 調査実施状況

- 1 聴取調査対象団体北海道中小企業団体中央会(北海道最低賃金総合相談支援センター受託団体)
- 2 聴取調査実施日時平成29年12月20日午前11時~正午
- 3 聴取調査実施場所札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3階北海道中小企業団体中央会事務所
- 4 北海道中小企業団体中央会の応対者北海道中小企業団体中央会事務局長・坂本雄司氏同連携支援部長・馬込毅氏

第2 北海道中小企業団体中央会の組織について

- 1 北海道中小企業団体中央会の会員の大半は、協同組合である。
- 2 会員組合は1400弱。
- 3 会員組合の組合に加入する事業所は、小規模事業所が多い。

第3 事前送付した個別質問に対する回答

1 北海道の改定後最低賃金810円についての評価をお聞かせください。

(回答)

根拠のない3パーセントの引き上げであると認識している。

最低賃金審査会では使用者側委員としてかかわっているが(坂本 事務局長)、北海道の経済実態を反映していないと考える。

3パーセントありきで引き上げられており、昨年22円の引き上げ、今年24円の引き上げは、過大な引き上げ幅であると考える。

労働局が出しているいわゆる4表では、1.2~1.3パーセント。この数字を大幅に超える3パーセントには、根拠がない。

- 2 北海道では、平成19年の654円から平成29年の810円と1 0年間で、156円の最低賃金引き上げがなされました。
 - ① この間の最低賃金引き上げの雇用への影響についてどう見ていますか。

また、有効求人倍率の推移をどのように分析されていますか。

(回答)

最低賃金が上がったために、従業員を整理したということは聞いていない。企業努力によって、最低賃金引き上げ分を吸収しているのだと考えられる。

人口減・高齢化などによる就労人口の減少が要因となって、有 効求人倍率が上がっているのだと考えている。

② 労働者の生活状況は改善されたと見ていますか(低所得世帯の減少等)。

(回答)

把握していない。

③ 地域の経済への影響をどう見ていますか。

また、最低賃金の引き上げは全体の賃金状況につながっていますか。

(回答)

特に、労働集約型の事業において経営への影響が大きい。経営者からは、経営改善しようにも、最低賃金の引き上げが急激に過ぎ、あまりにも時間がないという話を聞く。

最低賃金の引き上げは、全体の賃金にも反映されていると考える。

④ 特に影響を受けている産業・企業について教えてください。

(回答)

労働集約型の事業への影響が大きい。

具体的には、ビルメンテナンス、食品、水産、加工、小売、タクシー業が挙げられる。

⑤ 最低賃金引き上げに伴う政府の助成等についての活用状況について教えてください。

(回答)

正確な数字は労働局が把握しているので、そちらに問い合わせ願いたい。

使い勝手がよくないという話は聞く。また、助成を受けるためには、必要書類の作成・提出等で手間がかかるため、実は活用できるのに活用していない事業所があるのかも知れない。

⑥ 最低賃金引き上げに必要と考えられる中小企業等への具体的支援としてはどのようなものがありますか。

(以上につき、資料・データ等があれば、ご提供ください。)

(回答)

生産性向上のための支援制度がある。

具体的には、キャリアアップ助成金、業務改善助成金、ものづくり助成金がある。

ものづくり助成金の利用状況について、データを保持しているので提供する(別添の「平成24年度補正~平成28年度補正合計」と題する書類)。

- 3 この 10 年間の北海道の有効求人倍率について、北海道労働局作成 の安定所別月間有効求人倍率(常用)の推移を添付します。
 - ① これによれば、平成21年~平成28年にかけて有効求人倍率が 改善していますが、

ア この原因をどのように分析されますか。

(回答)

i 経済環境が緩やかながら回復していること、ii 東京オリンピック関係の需要拡大、iii 災害復旧工事の需要拡大が要因として考えられる。さらに、iv 就労人口の減少も1つの要因となっている。

イ このことと最低賃金の引き上げとの間に関連性があると考え られますか。

(回答)

ない。最低賃金レベルでは、人は集まらないと聞く。

② 巷では、この10年間で正規の求人が減り、非正規の求人が増えたという話がありますが、北海道でもその様な実態がありますか。

(以上につき、資料・データ等があれば、ご提供ください。)

(回答)

分からない。

ただ、北海道は、以前から、全国と比較して非正規雇用が多いという総務省のデータがある。

- 4 産業別最低賃金について
 - (1) 処理牛乳·乳飲料、乳製品、糖類製造業830円
 - (2) 鉄鋼業 900円
 - (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器 具製造業 821円
 - (4) 鋼船製造・修理業・船体ブロック製造業 825円 とされていますが、産業別最低賃金が果たす役割について、どのよう に評価していますか。

(回答)

産業別最低賃金は、地域特性や特殊な技能、技術を持った者について定めた最低賃金であり、地域別最低賃金とは異なるそれ相応の役割を果たしていると考えている。

- 5 東京など大都市圏との格差について 北海道では810円、一方、東京は958円、大阪は909円となっています。
 - ① このような最低賃金の格差について、どのような影響が出ていますか。

(回答)

把握していない。

② 例えば、最低賃金の高い地域への労働力の流出はおきていますか。 (回答)

首都圏では最低賃金が高い東京への労働力の流出が多少あると聞くが、北海道地域では、最低賃金を理由とする労働力の流出は起きていないと考えている。

③ 各地の最低賃金の格差について是正が必要と考えていますか。(回答)

地域経済の実態を反映した最低賃金であるべきと考える。

例えば、東京と北海道とでは物価水準も違う。

6 北海道において最低賃金を一律にすることについて

北海道は、東北地方程度の面積を有しておりますが、東北においては、宮城県772円、福島県748円、山形県739円、青森県、岩手県、秋田県738円と一律ではありません。

① 北海道において、最低賃金を一律にしていることの弊害はありますか。

(回答)

弊害はあると考える。

② 北海道において、地域ごとに最低賃金を分けることの是非についてどのように考えていますか。

(回答)

例えば、札幌圏とそれ以外を分けて考える必要はあると考える。 ただ、実際に、北海道内で最低賃金を分けようとすると、いろ いろ難しい面があるのではないか。

- 7 北海道最低賃金総合相談支援センターの相談について
 - ① 年度ごとの相談件数、相談内容の概要について教えてください。
 - ② どのような相談があるか、それに対しどのようなアドバイス等がなされているかについて教えてください。

(回答)

別添の「札幌弁護士会によるヒアリング調査について」と題する書面に記載したとおりである。

アドバイスは、労務改善と生産性向上という視点から行っている。

8 その他

最低賃金を引き上げるとすれば、どのような政策が必要と考えていますか。

(回答)

生産性の向上。

具体的には、IT化による生産性の向上やものづくり補助金活用による生産性の向上が考えられる。

9 その他雑感

アベノミクスの効果は、大企業には相応に現れているのであろうが、 地方経済や地域経済にまでは未だ回ってきていないというのが実感。

以上

平成24年度補正 ~ 平成28年度補正 合計

	採択件数(全国)	補助金交付申請額 (単位:千円)	補助金交付 決定数	補助金交付 決定額 (単位:千円)	補助金 確定件数	補助金 確定額 (単位:千円)
2.4.年度補下 合計	188 件	1.618.095	184 件	1.598.329	179 件	1.457.912
	(10,516 件)		(4件辞退)		(5件廃止)	
4	402 件	3 100 015	396 件	2070 405	382 件	2 151 010
25年浸備止 百司	(14,431 件)	0,400,013	(6 件辞退)	0,0,10,0	(14 件廃止)	2,10,10
	397 件	010000	388 体	2 116 500	378 件	0 078 005
20年浸桶止 百訂	(13,134 件)	3,240,313	(9 件辞退)	0,110,033	(10 件廃止)	2,910,220
0.0 A C C C C C C C C C C C C C C C C C C	255 件	90000	252 件	767 760 6	249 件	0 705 846
27年及補正 口引	(7,948 件)	2,030,330	(3件辞退)	2,007,100	(3件廃止)	2,70
	176 件	77	175 件	TOV + 1/2 +	争 96	700 015
28年及補上 百司	(6,157 件)	1,7,0,000	(1 件辞退)	1,741,407	(4 件廃止)	192,919
	1,418 件	317 700 61	1,395 件	19 666 087	1,284 件	11 176 110
াৰ্শত ন	(52,186 件)	5.4,720,61	(23 件辞退)	00,000,7	(36件廃止)	

札幌弁護士会によるヒアリング調査について

- 7 北海道最低賃金総合相談支援センターの相談について
- ① 年度ごとの相談件数、相談内容の概要について
- ・過去3年間の相談件数

VII 29V			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9
			(9月末現在)
窓口相談	122件	465件	187件
専門家派遣	98件	207件	6 4 件
セミナー	_	_	2 回

- ・相談内容の概要: 労務相談、経営相談、助成金
- ② どのような相談があるか、それに対するアドバイスは
- 相談内容

労務相談:最低賃金引き上げへの対応

経営相談:設備投資に係る補助金等(ものづくり補助金、固定資産税減免など)

助成金:助成金について(業務改善助成金、キャリアアップ助成金、人事評価改善等

助成金など)

・アドバイス

労務相談:最低賃金算出方法、労務費上昇への対応など 経営相談:助成金等の種類、概要、手続き方法など 助成金:助成金の種類、概要、手続き方法など

北海道経済連合会(道経連)

北海道経済連合会(道経連)

第1 調查実施状況

- 聴取調査対象団体
 北海道経済連合会(道経連)
- 2 聴取調査実施日時平成29年12月15日午後2時30分~3時30分
- 3 聴取調査実施場所札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階北海道経済連合会事務所
- 4 北海道経済連合会の応対者 労働政策局長・桑原 崇 氏 労働政策局・吉田 利秋 氏

第2 事前送付した個別質問に対する回答

1 北海道の改定後最低賃金810円についての評価をお聞かせください。

(回答)

北海道の改訂後の最低賃金810円は、他地域との比較論になるが、北海道の経済実態を適正に反映したものにはなっていないと考えている。

最低賃金の目安制度では、様々な指標を踏まえた総合指数に基づいて、各都道府県をAからDの四つのランクに区分しているが、北海道は上から3番目のCランク、総合指数の都道府県順位では29番目になっている。

一方、最低賃金の810円は、Cランクを構成している14都道 府県の中では最も高く、全都道府県順位では13番目に高額な金額 となっている。

従って、経済実態と最低賃金の整合性がとられていないと認識している。

- 2 北海道では、平成19年の654円から平成29年の810円と1 0年間で、156円の最低賃金引き上げがなされました。
 - ① この間の最低賃金引き上げの雇用への影響についてどう見ていますか。

また、有効求人倍率の推移をどのように分析されていますか。

(回答)

昨今、北海道でも人手不足が深刻化している。各都道府県の中では、北海道の有効求人倍率はほぼ最下位であるが、バブル期(O.7倍)の頃を上回る人手不足となっている(現 1.16倍)。

北海道の有効求人倍率の上昇は、少子高齢化により生産年齢人口が急激に減少していることが最大の要因、求職者数の減少が大きいと考えている。また、求人と求職の雇用ミスマッチの影響も大きい。

したがって、最低賃金の引き上げと有効求人倍率の推移はリンクしていないと考えている。

② 労働者の生活状況は改善されたと見ていますか(低所得世帯の減少等)。

(回答)

低所得世帯の動向については、データを持ち合わせていないのでコメントは差し控える。

平成19年に最低賃金法が改正され、従来の決定3要素に加え、 生保水準との整合性が付加された。最低賃金についてセーフティ ネットとしての役割がより明確にされた。

北海道は、他地域と比較するとこの10年間突出した引上げが 行われているが、引き上げ幅が大きかったのは生活保護費とのか い離が大きかったからと認識している。このかい離は平成26年 には解消されている。

最賃の引き上げによって、扶養限度内で働くパートタイム労働者は就業調整を行っており、大幅な引上げは、人手不足を助長するケースもある。低所得世帯への支援は必要と考えるが、その役割を最低賃金に全て委ねるのではなく、税制、福祉なども合わせて考えていくべきである。

③ 地域の経済への影響をどう見ていますか。

また、最低賃金の引き上げは全体の賃金状況につながっていますか。

(回答)

労働者の生産性の向上が見られなければ、雇用への影響がなかったとしても、労働時間の減少として労働者が負担するのか、収益の減少として企業が負担するのか、価格への転嫁として消費者が負担するのか、負担がどこに転嫁されるかの問題と考えている。道内の経済状況では価格への転嫁はなかなか難しいので、企業の収益の減少、収益性の低下となるケースが多いと考えている。中小零細企業に依存することの多い北海道は、地域経済の縮小に結びついている可能性は高い。

人件費は下方硬直性があるので、一旦引き上げられると下げられない。特に、地方の経営者から最低賃金の急激な引き上げに対する不満の声が多いというのは実態としてある。

また、最賃の影響率は、近年、大幅に高まっており、北海道は全国よりも高い。

④ 特に影響を受けている産業・企業について教えてください。

(回答)

パートタイマーやアルバイトなどの雇用が多い企業、すなわち 飲食店、商品小売業、清掃業、警備業、運送業、食品加工製造業 などへの影響は高く、経営者の方からもその様な声を聞いている。

最低賃金引き上げは、キャリアやスキルを持った上位層の賃金 や正社員などの賃金へも波及するので、生産性向上の裏付けのな い賃上げになっている状況がある。

⑤ 最低賃金引き上げに伴う政府の助成等についての活用状況について教えてください。

(回答)

データは労働局にしかない。

今年度は取扱件数が増えたと聞いているが、昨年度までは極めて少ないと認識している。全国的にも使い勝手の面から利用は進んでいないと聞いている。

企業側からは、助成そのものは一過性であり、使い勝手も良くないとの声が多く出ている。

⑥ 最低賃金引き上げに必要と考えられる中小企業等への具体的支援としてはどのようなものがありますか。

(以上につき、資料・データ等があれば、ご提供ください。)

(回答)

賃上げになるので、中小企業の生産性の向上に向かう助成制度 が重要である。

10月1日からというように期の半ばでの変更となるため、企業に弊害が生じていると認識している。4月1日からの改訂であれば色々計画等立てることができ、助かると聞いている。

- 3 この 10 年間の北海道の有効求人倍率について、北海道労働局作成 の安定所別月間有効求人倍率(常用)の推移を添付します。
 - ① これによれば、平成21年~平成28年にかけて有効求人倍率が 改善していますが、

ア この原因をどのように分析されますか。

イ このことと最低賃金の引き上げとの間に関連性があると考え られますか。

(回答)

以上につき、先に述べたとおり。

② 巷では、この10年間で正規の求人が減り、非正規の求人が増えたという話がありますが、北海道でもその様な実態がありますか。 (以上につき、資料・データ等があれば、ご提供ください。)

(回答)

労働局のデータではその様な実態はなく、求人数は正規非正規ともに増加していると認識している。

- 4 産業別最低賃金について
 - (1) 処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業830円
 - (2) 鉄鋼業 900円
 - (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器 具製造業 821円
 - (4) 鋼船製造・修理業・船体ブロック製造業 825円

とされていますが、産業別最低賃金が果たす役割について、どのよう に評価していますか。

(回答)

最低賃金の一番の役割はセーフティネットと考えている。地方 最低賃金自体がその役割を担っているので、産業別最低賃金に存 在意義を見いだすのは難しいと思っている。また、北海道で産業 別最低賃金が設定された4業種に従事する人は1600人程 度と少なく、影響度は低いと考えている。

一方で、関係する労使が協議する場としての意義はある。団体 交渉の補完、該当業種の優位性等、労働者側のモチベーションを 感じている。

- 5 東京など大都市圏との格差について
 - 北海道では810円、一方、東京は958円、大阪は909円となっています。
 - ① このような最低賃金の格差について、どのような影響が出ていますか。

(回答)

北海道は東京・大阪と地理的に離れており、最低賃金の違いによる影響は感じていない。

② 例えば、最低賃金の高い地域への労働力の流出はおきていますか。(回答)

北海道からの若者の流出は、全国でもワーストクラスであると 認識している。

これは、最低賃金というよりも、圧倒的な求人数の違いが大きいと考えている。大学や有名大手企業が首都圏に偏在し、大学生や若者を誘引している。また、北海道では特に製造業の蓄積が少なく、理系人材の就職先が少ないこともよく言われている。

③ 各地の最低賃金の格差について是正が必要と考えていますか。(回答)

地域別最低賃金は、最低賃金法第 9 条において、「地域における」三要素(労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金 支払能力)を総合的に勘案して定めるものであり、地域ごとに異 なるのは当然と考える。

6 北海道において最低賃金を一律にすることについて

北海道は、東北地方程度の面積を有しておりますが、東北においては、宮城県772円、福島県748円、山形県739円、青森県、岩手県、秋田県738円と一律ではありません。

① 北海道において、最低賃金を一律にしていることの弊害はありますか。

(回答)

北海道は、ほぼ四国と九州を足した面積を有している。これに対し、人口は四国と九州の約3割程度であり、全道人口の約3 5%が札幌に集中しており、この傾向は近年一段と加速している。 このことから札幌と地方との経済格差は拡大している。

② 北海道において、地域ごとに最低賃金を分けることの是非についてどのように考えていますか。

(回答)

経済状況の悪いところに目線をおくのであれば複数にする必要はないと考えるが、現行のように札幌圏を目安にするのであれば、札幌圏よりも地方について低い賃金を設定する意味で、複数にすることが望ましい。最低賃金は、罰則つきで支払強制をする以上、あくまでも経済状況の低いところに合わせて設定する必要があると考えている。

7 その他

最低賃金を引き上げるとすれば、どのような政策が必要と考えていますか。

(回答)

特に中小企業に対する生産性向上に向けた支援策が必要と考えている。

これまでも、国は様々な施策を実施してきたと考えるが、その成果を検証する前に、最低賃金の引き上げが先行してきたと認識している。

8 最低賃金の引き上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者のため の相談について

- ① 3年間の相談件数について教えてください。
- ② どのような相談があるか、相談内容について教えてください。 (回答)

当会には相談窓口はない

9 その他

最低賃金の引き上げについては、企業の支払能力を考慮すると、賃 金改定状況調査結果の第4表の比率で検討することが使用者側の主 張である。

以上

日本労働組合総連合会 北海道連合会 (連合北海道)

日本労働組合総連合会北海道連合会(連合北海道)

第1 調查実施状況

- 1 聴取調査対象団体日本労働組合総連合会 北海道連合会(連合北海道)
- 2 聴取調査実施日時 平成29年12月14日午前11時~正午
- 3 聴取調査実施場所札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル6階連合北海道事務所
- 4 連合北海道の応対者 連合北海道副事務局長・斉藤勉氏 同政策局長・坪田伸一氏 同組織労働局次長・小野寺教文氏

第2 連合北海道の組織について

正式名称は、「日本労働組合総連合会 北海道連合会」であり、労働組合「連合」の北海道支部である。現在、40の産業別労働組合(「産別」)を中心に、約25万人が参加している。

道内各地には、振興局ごとに「地域協議会(地協)」があり、17 9市町村に178の「○○地区連合(支部連合)」がある。

連合北海道の事務局には会長、事務局長、副事務局長2、執行委員4の専従役員8名ほか、合わせて20名のスタッフがいて、「組織労働局」「組織対策局」「総合政策局」「道民運動局」「総務財政局」の5局と「非正規労働センター」にわかれ、運動方針に沿った活動や、道内勤労者からの電話相談(労働なんでも相談 0120-154-052)を受けている。道内の13の地協にも専従スタッフがいる。

第3 事前送付した個別質問に対する回答

1 北海道の改定後最低賃金810円についての評価をお聞かせください。

(回答)

資料としてお渡しした「2017年度北海道最低賃金に関する事 務局長談話」に集約されている。

そもそも、最低賃金について、2020年までの目標として「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均100円を目指すこと」ことは、平成22年6月3日の第4回雇用戦略において、政労使で確認されたことである。これは、民主党政権の時に政府として決めたことだが、自民党の安倍政権になってもこの政府の決定は変わっていない。安倍政権になってからのこの5年間の最低賃金の引上げも、この合意に基づいているものである。

この20年以上の間で、労働者の給与は生活給から仕事給にシフトしていることは事実であるが、その一方で、生活給の側面が軽視されたことがワーキングプア問題の重要な背景の一つであることは間違いがない。

また、使用者から、最低賃金の引上げをするには、中小企業の生産性の向上が不可欠と言われているが、生産性の向上を何をもとに判断するのかが難しい。

- 2 北海道では、平成19年の654円から平成29年の810円と1 0年間で、156円の最低賃金引き上げがなされました。
 - ① この間の最低賃金引き上げの雇用への影響についてどう見ていますか。

また、有効求人倍率の推移をどのように分析されていますか。

(回答)

雇用への悪影響は特にないと考えている。有効求人倍率の変異は、特に、最低賃金の引上げが影響しているわけではない。最低賃金を引き上げると雇用の縮小を招くという意見があるが、それを裏付ける学者のエビデンスはないと考えている。

② 労働者の生活状況は改善されたと見ていますか(低所得世帯の減少等)。

(回答)

思わない。北海道の場合、非正規労働者の割合が、労働者全体

の4割を超えておりかなり高い。労働者の過処分所得を見ている と右肩下がりであり、最低賃金の引上げはそれなりに行われてい るが、労働者全体の給与は増えていない。雇用の流動化の流れで、 低賃金の非正規労働者が増えていることがその原因の一つであ る。また、北海道では生活保護の受給者も多い。

③ 地域の経済への影響をどう見ていますか。

また、最低賃金の引き上げは全体の賃金状況につながっていますか。 (回答)

北海道は最低賃金の影響率は高く、労働者全体で見ても 15% 程度であり、パート労働者に限ってみれば、最低賃金の影響率は 40%にもなる。北海道の場合、最低賃金の近傍の労働者がかな り多い。

最低賃金の引上げが労働者全体の賃金の引上げに繋がっている面もある。産業別の最低賃金の引上げについては、その傾向が強い。

その一方で、名目賃金の引上げがあったとしても、可処分所得で見ると、引き上げになっていないのが現状。連合の役員は協会けんぽの役員でもあり、そこでの中小企業者の付き合いも深い。賃金の引き上げがあったとしても、公租公課の負担増も大きく、それが、賃金の引上げを相当程度減退させているとの指摘もある。

④ 特に影響を受けている産業・企業について教えてください。

(回答)

連合北海道としては、そのことの直接のデータは持ち合わせていない。

資料の33頁に北海道の産業構成のデータがあり、それは参考になると思う。サービス業、小売業、食品加工業等はパート労働者が多く、最賃引き上げの影響を受けていると思う。

⑤ 最低賃金引き上げに伴う政府の助成等についての活用状況について教えてください。

(回答)

連合北海道としては、そのことの直接のデータは持ち合わせていない。ただ、最賃審議会でも、使用者側の委員から、使い勝手

が悪いという話がなされることが多い。

⑥ 最低賃金引き上げに必要と考えられる中小企業等への具体的支援としてはどのようなものがありますか。

(回答)

やはり、大企業と中小企業との間での公正な取引の確保が重要。 独禁法、下請確保法等で中小企業を守ることが重要。公契約条例 や公契約法も重要。公契約条例や公契約法で、契約関係を通して、 公正な労働条件や最低賃金よりも高い賃金を確保することは、中 小企業の経営の安定にも繋がることである。

もちろん、中小企業を対象とした資金融資の制度を今以上に整備することも重要。

最賃問題と直接は関わるとは言えないかもしれないが、中小企業の後継者問題が非常に重要。帝国データバンクが公表しているが、中小企業の後継者の不在率は、北海道が全国9ブロックで一番高い。雇用を守り、賃金の支払いを守る意味でも、中小企業の後継者問題を解決することは極めて重要。

中小企業の勤労者向けの共済事業を広げることも重要。札幌ではサポート札幌として取り組まれている。商工会議所でも、その 点の問題関心は高い。

また、北海道の産業は、札幌に集中している。札幌以外の事業所の方が、減少傾向が高く、今でも、札幌への産業の集中が加速している。このことを解決することも、中小企業の安定的な発展のためには重要。

- 3 この 10 年間の北海道の有効求人倍率について、北海道労働局作成 の安定所別月間有効求人倍率(常用)の推移を添付します。
 - ① これによれば、平成21年~平成28年にかけて有効求人倍率が 改善していますが、

ア この原因をどのように分析されますか。

(回答)

業種ごとのばらつきが大きい。正規と非正規の格差が広がっており、有効求人倍率の改善に待遇の低い非正規雇用の求人が伸びていることが寄与しているのではないか?

イ このことと最低賃金の引き上げとの間に関連性があると考え られますか。

(回答)

特に関係がないと考えている。

② 巷では、この10年間で正規の求人が減り、非正規の求人が増えたという話がありますが、北海道でもその様な実態がありますか。 (回答)

北海道でもその様な実態があると考えている。

- 4 産業別最低賃金について
 - (1) 処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業830円
 - (2) 鉄鋼業 900円
 - (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器 具製造業 821円
 - (4) 鋼船製造・修理業・船体ブロック製造業 825円 とされていますが、産業別最低賃金が果たす役割について、どのよう に評価していますか。

(回答)

事業の公正な競争のために必要かつ有効というのが、産業別最低賃金の趣旨であるが、連合北海道としてもそのように考えており、取り組んでいる。上記の4つ以外の他の業種でも広げていきたいと思っているが、要件を満たすことが難しいのが現状。あと、労働協約で産業別最低賃金を定めるケースもある。

連合北海道では、ハイタクで産業別最低賃金の取り組みをしたことがある。対象労働者が24、000人で、うち、10、000人の労働者の合意があり、産業別最低賃金の申し出をした。その過程で、実際のハイタクの賃金が最低賃金を下回る例が多数あることが明らかになり、最終的に、産業別最低賃金の申し出を取り下げることになってしまった。

現在、タクシー労働者の賃金は低いままであり、そのために、最近のタクシー労働者は、高齢者と女性が増えている面が強い。

もともと、最低賃金には、アウトローを排除し、公正競争を確保 するという面もあり、このことは使用者にもよく理解してほしいこ とである。連合北海道として、企業内最賃の締結を方針としており、 労働協約の拡張適用により、法定の最低賃金よりも高い企業内最賃 をその業種の最低賃金にしていく取り組みも行っている。

- 5 東京など大都市圏との格差について 北海道では810円、一方、東京は958円、大阪は909円となっています。
 - ① このような最低賃金の格差について、どのような影響が出ていますか。
 - ② 例えば、最低賃金の高い地域への労働力の流出はおきていますか。
 - ③ 各地の最低賃金の格差について是正が必要と考えていますか。(回答)

北海道は冬が長く、そのための費用が大きく、その負担が格差につながらないような施策が必要。

道内の札幌への集中は激しい。連合北海道として地域活性化フォーラムを進めている。北海道全体の発展のために、地域間格差の是正は必要。

- 6 北海道において最低賃金を一律にすることについて
 - 北海道は、東北地方程度の面積を有しておりますが、東北においては、宮城県772円、福島県748円、山形県739円、青森県、岩手県、秋田県738円と一律ではありません。
 - ① 北海道において、最低賃金を一律にしていることの弊害はありますか。
 - ② 北海道において、地域ごとに最低賃金を分けることの是非についてどのように考えていますか。

(回答)

そのような弊害はない。経営側からそのような意見が出されることはあるが、法律上、最低賃金は都道府県単位とされており、法律を改正しない限り、そのようなことは出来ないし、その必要性も無い。

7 その他

最低賃金を引き上げるとすれば、どのような政策が必要と考えていますか。

(回答)

先に述べたような中小企業の振興策が必要。

- 8 最低賃金の引き上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者のため の相談について
 - ① 3年間の相談件数について教えてください。
 - ② どのような相談があるか、相談内容について教えてください。 (回答)

3年間で2000件以上の労働相談をしており、44件が最低 賃金の相談。正社員が最低賃金を割っている例も多数あり、それ も深刻。

9 その他

(回答)

北海道は先に述べたように、北海道は最低賃金の影響率が非常に 大きい。その一方で、大きな産業や工場がないのも事実。そのよう な産業の状況であっても、まともに働いて、生活できる賃金を貰え るようにすることはやはり政治の責任だと考えている。

連合北海道として最賃の引上げのキャラバン活動に取り組んでいる。

最賃審議会の公開については一言言っておきたい。全体会は公開しているし、議事録も公開している。その一方で、議事録の情報公開請求がないと聞いている。北海道の最賃審議会が密室的であるとの批判を聞くことがあるが、そのような批判は全く当たらないと考えている。最賃審議会の専門委員会は、喧々諤々の議論をしており、法人の個人情報にあたるようなことが話題になることもあるので、そこを公開することには消極的である。

平成29年の最低賃金の10月1日の発行については、合意が成立したことは重要であり、そのことについては、使用者委員にも感謝している。

連合北海道の中では、UAゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)北海道支部が、大規模スーパーのパート労働者の組織化を進めている。イオン、イトーヨーカドー、ラルズ、コープさっぽろといった北海道の大規模スーパーのパート労働者の

多くが現在、UAゼンセンに組織されている。スーパーのパート労働者の大半は最賃近傍の労働者である。連合は2018春季生活闘争の中で非正規労働者の賃上げを運動のど真ん中に置いている。非正規労働者の賃上げを勝ち取ることができれば、その引上げ結果が最低賃金審議会において重要な要件数値として北海道の最低賃金引き上げにも寄与する。現在、その展望も考え、春季生活闘争を取り組んでいる。

以上

2017年度北海道最低賃金改正に関する事務局長談話

8月5日午前、北海道地方最低賃金審議会(以下「審議会」)は、2017年度北海道の最低賃金を現行の786円から24円引き上げ、810円に改正し、10月1日から発効することで結審した。

本年度の審議会は、7月27日の中央最低賃金審議会が報告したランク毎の目安をもとに、北海道を含むCランク24円の「目安の伝達」を受けて、本格的な議論のスタートを切った。

本年の審議に当たって労働者側は、「雇用戦略対話合意」「ニッポンー億総活躍プラン」「働き方 改革実行計画」などにおいて、前提条件はついているものの、全国加重平均1,000円を目指す」 ことが示され、そこに配意して審議を進めることを強調した。また、道内の連合リビングウェイジ88 0円及び高卒初任給896円を重視し、特に、最低賃金近傍で働いている労働者であっても、家族 とともに生活し、将来展望が描ける社会を実現するための賃金水準に引き上げること。そして、有 効なセーフティネットとして十分機能するよう訴え、働くことに意義を見出すよう、昨年以上の大幅 引き上げに最大限努めるよう主張した。

これに対し使用者側は、大幅引き上げは地域雇用の消失、経済状況や生産性、企業の支払い能力の限界を強調し、「中賃目安の24円」を大幅に下回る額の提示に固執した。

審議会議論は上記内容について、労使譲らず激しい審議が続く中、公益委員から「中賃目安などを考慮する必要もあり、24円の引き上げ」が提案された。

労働者側は、引き上げに伴い、全労働者に与える影響率が16.02%(昨年13.39%)、パート労働者に至っては41.32%(昨年32.25%)と極めて大きいことや、昨年同様、使用者側が公益提案に強い抵抗を示したことなどから厳しい判断を迫られたが、最終的に使用者側全員が反対したものの、公益・労働者側の賛成多数により結審された。

今回の改定額について、最低賃金法第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という目的を達成するための生活できる賃金水準という要求からして納得できる改定額とは言えない。一方、連合が求める「誰でも1,000円」の早期実現には課題が残るものの「雇用戦略対話合意の早期に800円」が実現し、現行の時間額表示に一本化された2002年以降、最も高い引き上げ額であることや、引き上げに伴い37万人を超える多くの非正規労働者の賃金引き上げに反映されるものと受け止める。さらに、昨年に引き続き10月1日の早期発効を実現したことは評価できる。

労働側が主張してきた800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記が4年連続して答申書に記されたことから、この内容を足掛かりに、賃金水準の議論を深めながら最低賃金の大幅引き上げに取り組んでいく。

本年度の北海道最低賃金の闘いは収束を図るが、引き続き、特定(産業別)最低賃金の引き上げと、雇用戦略対話合意の1,000円への引き上げに向けて、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守を求めていく。

この取り組みに結集された産別・単組、地協・地区連合、関係各位のご協力に感謝し、引き続き、 最低賃金の大幅引き上げに向けて、今後も全力を挙げていく。

北海道労働組合総連合(道労連)

北海道労働組合総連合(道労連)

第1 調査実施状況

- 聴取調查対象団体
 北海道労働組合総連合(道労連)
- 2 聴取調査実施日 平成29年12月15日午後6時~午後7時
- 3 聴取調査場所札幌市白石区菊水5条1丁目4-5 第6尾崎ビル3階
- 4 聞き取り応対者北海道労働組合総連合 議長 黒澤幸一氏北海道労働組合総連合 事務局長 出口憲次氏

第2 個別質問に対する回答

1 北海道の改定後最低賃金810円についての評価をお聞かせください。

(回答)

最低賃金810円という数字は暮らしていける水準ではない。 (最低生計費調査の結果に照らし、自立して生活できない水準である)すぐに最低賃金1000円とすること、また目標として最低賃金1500円とすべきと考えている。

しかし、引き上げ幅は、2000年代で過去最大であり、最低賃金の大幅な引き上げが行われたことは、労働者側の声が一定反映された結果と考えている。今後も最低賃金引き上げの活動を続けていきたい。

- 2 北海道では、平成19年の654円から平成29年の810円と10年間で、156円の最低賃金引き上げがなされました。
 - ① この間の最低賃金引き上げの雇用への影響についてどう見ていますか。また、有効求人倍率の推移をどのように分析されていますか。

(回答)

最低賃金の引き上げによる影響率が13、14%であり、最低 賃金の引き上げにより道内労働者の30万人程度の賃金が上が るといえ、最低賃金の果たす役割や影響は大きいと言える。

特に労働組合がない職場や、非正規労働者を労働組合に入れていない職場は少なくなく、最低賃金の引き上げによりこのような困難に直面している労働者を底上げする意義がある。

有効求人倍率の推移最低賃金が上がったために、従業員を整理 したということは聞いていない。

② 労働者の生活状況は改善されたと見ていますか(低所得世帯の減少等)。

(回答)

あまり改善されていないと考えている。フルタイムで働いても 生活水準が改善されるレベルの引き上げではない。上がってうれ しいという声はあるが、生活が良くなったという声は聞かない。

低所得者世帯の減少については、中央値が下がったため貧困率が下がったと理解しているため、低所得者世帯が減少したものとはいえない。感覚的ではあるが、最低賃金の影響を受ける賃金水準で暮らしている人は増えていると感じる。

③ 地域の経済への影響をどう見ていますか。また、最低賃金の引き 上げは全体の賃金状況につながっていますか。

(回答)

最低賃金の引き上げに伴い、給与を引き上げた企業は4割あり (道新9月20日の記事より)、地場賃金の底上げに寄与してい る。初任給への連動もあり、青年労働者の条件改善にも意義があ る。

ただし、賃金が上がった一方で、使用者が総額人件費を調整するため、その分労働時間が削られているケースがある。

④ 特に影響を受けている産業・企業について教えてください。

(回答)

サービス業、流通業、派遣業は、最低賃金に近い業種であるため、影響は大きいと思われる。

⑤ 最低賃金引き上げに伴う政府の助成等についての活用状況につ

いて教えてください。

(回答)

利用しにくくほとんど活用されていない。

⑥ 最低賃金引き上げに必要と考えられる中小企業等への具体的支援としてはどのようなものがありますか。

(回答)

社会保険料の減免といった支援をすべき。法人税の引き下げでは中小企業への効果は薄い。

- 3 この 10 年間の北海道の有効求人倍率について、北海道労働局作成 の安定所別月間有効求人倍率(常用)の推移を添付します。
 - ① これによれば、平成21年~平成28年にかけて有効求人倍率が 改善していますが、

ア この原因をどのように分析されますか。

(回答)

特定の産業(介護、建設等)に労働力不足が生じている一方で、一般事務等の労働力不足は生じていない。労働需要の偏りがある状態であるので、改善されたとは考えていない。

イ このことと最低賃金の引き上げとの間に関連性があると考え られますか。

(回答)

関連性はない。また最低賃金が上がったことが原因となって 解雇されたという事例は全く聞いていない。

② 巷では、この10年間で正規の求人が減り、非正規の求人が増えたという話がありますが、北海道でもその様な実態がありますか。 (回答)

職場内での正規・非正規の比率が変化しており、非正規の求人が増えたという実感はある。介護業界では5割以上、他業種でも2~3割、自治体であっても例えば帯広市では6割が非正規雇用であり、不安定な雇用者が増えているのは事実である。

- 4 産業別最低賃金について
 - (1) 処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業830円
 - (2) 鉄鋼業 900円

- (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器 具製造業821円
- (4) 鋼船製造・修理業・船体ブロック製造業 825円 とされていますが産業別最低賃金が果たす役割についてどのように 評価していますか。

(回答)

業種ごと設定することは重要であり、肯定的に評価している。 ただし、その水準に関しては十分であるとはいえない。

- 5 東京など大都市圏との格差について
 - 北海道では810円、一方、東京は958円、大阪は909円となっています。
- ① このような最低賃金の格差について、どのような影響が出ていますか。

(回答)

10年前は北海道と東京の最低賃金の差は70円程度であったが、現在では140円程度となっており、年々、北海道と東京との格差が広がっている。

札幌市であっても、人口が増加しているとはいえ高齢者の流入による増加であり、若者は都市部へ流出している。最低賃金や賃金が低いことが若者の流出の一因と考えられる。

正規雇用者と非正規雇用者の既婚者割合を比較しても、正規雇用者の方が、圧倒的に既婚者割合が高い。結婚するかどうかは個人の自由であるといえ、選択肢が狭まっているのは事実であり、生活の安定と賃金との相関関係が見られる。

② 例えば、最低賃金の高い地域への労働力の流出はおきていますか。(回答)

起きている。

③ 各地の最低賃金の格差について是正が必要と考えていますか。 (回答)

必要であると考えている。

全国一律とすべきである。欧米のようにナショナル最低賃金が あって、その上で地域の経済力を踏まえて差異を設けるのであれ ば理解できるが、日本において国の最低賃金がなく47都道府県 ごとに最低賃金を区切ることは世界的に見ても特異である。

6 北海道において最低賃金を一律にすることについて

北海道は、東北地方程度の面積を有しておりますが、東北においては、宮城県772円、福島県748円、山形県739円、青森県、岩手県、秋田県738円と一律ではありません。

- ① 北海道において、最低賃金を一律にしていることの弊害はありますか。
- ② 北海道において、地域ごとに最低賃金を分けることの是非についてどのように考えていますか。

(回答)

地域ごと最低賃金を設ける見解の背景として、非正規労働に対する家計補助との意識が根強い。現在の最低賃金の主たる当事者として世帯主が増えていることからすると、最低賃金のあり方そのもの変えていくという視点が必要である。

7 最低賃金を引き上げるとすれば、どのような政策が必要と考えていますか。

(回答)

最低生計費調査を行い、あるべき水準を確保するために必要な費用を試算した(資料「健康で文化的な最低限度の生活を送るために」 参照)。

若者が地元に残って働いていくためにも、最低賃金の引き上げと 中小企業の支援が必要である。

8 その他

非正規労働者が増え、労働組合が縮小し、職場内での労使自治や労 使対等決定が骨抜きになりつつある。職場の労働組合が声を挙げる状 況とならなければ、最低賃金問題の解決につながらないと考えている。 「生産性が向上する」ことを前提としても抜本的解決につながらない。

以上

「フツーの暮らし」に必要な費用は首都圏も北海道もおんなじ

2016年10月より北海道の最低賃金は786円。「低すぎっ!」と思わずツッコミたくなる水準 です。フルタイムで働いても13万6千円あまり。これじゃ、まともに暮らしていけるはずも ありません。さらに、最も高い東京と北海道の地域間格差は146円。この10年間で格差は 2倍になっています。でも、「フツーの暮らし」をするために必要な最低生計費は首都圏で も、北海道でも、全国的にも大きな差はありません。最低賃金は全国一律性にすべきです。



(全労連 賃金・公契約対策局/級低生計費試算調査PT(2016年6月)より抜粋) ※上記グラフは2016年6月のデータです。2016年10月より北海道の最低賃金が786円に変わりました。

いまの生活で精いっぱい⇒賃金低すぎだから!

年末年始もない、お盆休みもない、週5日、毎日8時間、ずっと働き続けても年収は163万円ほど。政府は、ロボットのように働かせることを前提にしていますが、人間らしい働き方・暮らし方(労働者の平均所定内労働時間)で試算すれば、時間額1,507円が必要になります。 「あるもの」(786円) から「あるべきもの」(1.500円) へ。最低賃金を今すぐ1.000円以上へ 幅に引き上げ、世界では「常識」になりつつある本来必要な1,500円を一緒に実現しましょう。

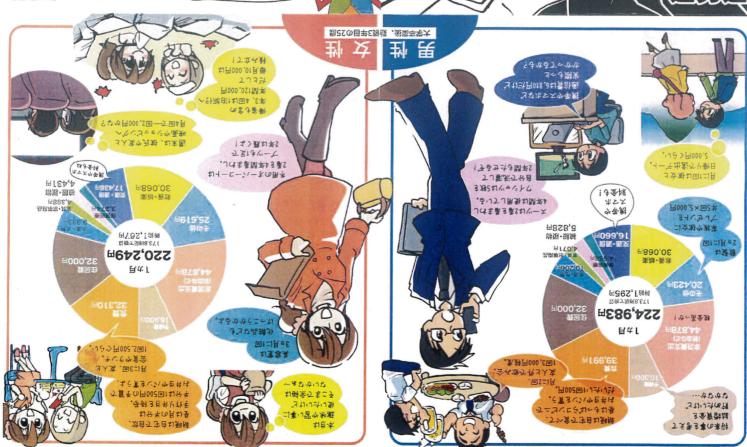
、あなたは「健康で文化的な生活」(※中面参照)、ちゃんとできてる? 「給料、安っ!」「フツーに暮らしたい」「最賃、マジ無理」 「最賃上げたい!」「知りたい!」と思った人は、

另建北海道労働組合総連合

L幌市白石区菊水5条1丁目4-5 第6尾崎ビル3F TEL 011-815-8181 FAX 011-815-4545

ちらへ アクセス! 労働相談 0120-378-060

健康で文化的な 最低限度の生活を送るために 「大学卒業後、勤続3年目の25歳で札幌市在住の場合] (1ヶ月平均) 北海道最低賃金 222.616円 時給786円で 173.8時間働いた その差 約1ヵ月の賃金 **約8.6** лн 136.606m 目からウロコの 最低生計費調查結果 っれくらし いの??



悪公主集部の寄世標単計の 液の3な養育族、幾個分、複条線、緩降食ぶし用床を存置に整っ直動に05に2 プリン戦1歳の子、初回令。ぶで計を質減の酸性主治機、プサな合を服を集済戦 本へ変配力の無出過しいの 。就実多童覧舒酬のフいさコ (市熱水) 市象技の期実: 査覧 (製布) 許価(

リストのでは多数である。
リストのでは多数である。
リストのでは、
カストのでは、
カストのでは

体験報基をも算別多費指主加量、J製明多態実活主な化ま大:蓋職態実活主① 。るあう査殿のこをのイ以、お査殿式小古菰東回令:要無の査機■

のめ式る付款も卦、考慮で別が付書者、ひあて処財るを変生ししまて れる金貴とc き」。をう「査闘業結費指土却量」なのを示多態状活土と費 発要心、し査闘・草塔引始学科。小のる心心いる〉のとコ両、小のな要 ふる>ババカモバ、おこもおを送を活生のたましれる、バリる間人、次 き 。 パテパチ人きパトやスワトで、 しか教を制題動画。 ぺのこいまり ないる種なそものとい的枠具 、おろし苦土の夏威却暴な代が文字審野

。もまりなよコスーン

養桔主油量の帯世長単音等の(市線は) 鉱電北を見られイーゼビア

、「るき主〉」も間人、い守多条62武憲 引め式る送き託主の更別引量 は限で又化的な

222,616円 - 136,606円 - 86,010円



どうやって 切り詰める?

-6.750円

-0円

-0円

-0円

-0円

-0円

-0円

-800円

-5,000円

-10,000円

-6,000円

-1310円

-0円

-0円

-10,784円

-3.916円

·23,110円

北海道最低賃金時給786円で 173.8時間働いた賃金

1ヵ月 136,606円

29.400円

32,000円

10,070円

4,234円

5,130円

17,049円

6,958円

慢先。健康 文化的な生活

12,237円

今を生きるので

将来の事なんて

考えられないよ…

24,843円

精一杯!

遊びにも

行けないよ

は後回しに

0H

36,150円

32,000円

10,070円

4.234円

5,130円

3,916円

17,049円

30,068円

住む地域に よっては必需品!

車を持った場合に かかる費用(釧路市の場合)

1ヵ月 29,251円

軽自動車 (中古) 6年間使用 8,403円 ガソリン代 10,261円 保険等 5,650円

単も欲しいけど 将来のことも考えて 今から少しずつ

4.958円 お金を貯めたいなあ 800円

10.000円

8,000円 1,310円

3,380円

2,867円

740円

7.500円

5.000円

23.021円

毎年、母の日には 花束を送っているよ

> 年に1回は 地元に帰省。 両親にプレゼントも

友人の結婚式に 参加するのに 女性なら1回 約30.000円は必要? 結婚式が重なったら

2,000円 大ピンチ! 6.534円

4.8**78**円 4,515円 8,258円 32,105円

会責と、美容院代 でけっこうかかるし… 16,100円 本当なら、

友人の結婚式に着ていく 新しい服やバッグが 欲しいけど…

311

n n

住居費



水道・光熱費



家具・家事用品



破服・屋物



保健疾痛



交通・通信



敗養・娯楽





日帰り行楽 (月1回



1泊旅行





NHK受信料



その他







身の回り用品







自由裁量費



消費支出



(内訳)



会食(男性は2回、女性は3回)はガマン…

近くに実家があればいいのだけれど… もうすでに省エネしているので

最低必需品で計算しているので

最低必需品で計算しているので

携帯・スマホは命綱! ここはぜーったい削れない!!

病気になっても寝て治す

教養や楽しい事を

テレビ・パソコンは必需品なので

雑誌は立ち読みして買わない

日帰り行楽はしない

1 泊旅行なんてとんでもない

休日は出かけずゲームしたり寝て過ごす でも1回くらいは友達と遊びに行きたい

払いたくても、払えないかも…

付き合いを なるべく減らして

最低必需品で計算しているので -0円

最低限の身だしなみとして削れない

最低必需品で計算しているので -0円

付き合い悪くなってしまうが仕方なく

結婚式・稈式1回ずつ出席 (計-30,000円) +お見舞いや観別のみ (年2回 計-15,000円) +忘新年・歓送迎会は半分出席 計-6,000円 +その他会費は削れない -0円

-4,250円 (年51,000円÷12ヵ月

必要経費

自由になるお金なんて…

-6,534円

納めるし努力はするが… 現実は厳しい! **-20,035**円

※実際の支払う金額は収入によって違うので 納める義務がある

納める義務がある

納める義務がある

予備なんて余裕はない!

-16,100_円

19,528円

0円

これをさらに切り詰める!?

1.640円

3,675円

切り詰め金額合計 -80,695円

こんなにガマンしてるのに

5.315_{円赤字!}



決して替沢な 暮らしなんてしてない。 最低でもこれくらいは マジ必要!



この賃金だったら 働く時間を増やさないと 生活もできない… こんなガマンはもうイヤ! 北海道地方最低賃金審議会議事録 等の開示請求結果についての報告

北海道地方最低賃金審議会議事録等の 開示請求の結果についての報告

第1 はじめに

- 1 札幌弁護士会貧困と人権に関する対策本部に所属する委員は、①平成29年度北海道地方最低賃金審議会の議事録、②平成29年度北海道地方最低賃金審議会資料について、行政文書開示請求を行った。
- 2 以下では、行政文書開示請求の結果について報告するものである。

第2 平成29年度北海道地方最低賃金審議会の議事録の開示請求について

- 1 平成29年度北海道地方最低賃金審議会では、本審議会が計5回、 専門部会が計5回、運営小委員会が計2回開催されており、委員は、 北海道労働局に対し、これらすべての審議会議事録につき、行政文書 開示請求を行ったところである。
- 2 その結果、下記に指摘する不開示とされた部分を除き、審議会議事 録が開示された。
 - (1) 開示請求を行った行政文書の公務員等以外の氏名の個人情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下、「法」という。) 5条1号の不開示情報に該当するため、不開示とされた。
 - (2) 開示請求を行った行政文書の参考人についての氏名、所属法人等名称については、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とされた。
 - (3) 開示請求を行った行政文書の会長(委員長)・労働者側代表委員・使用者側代表委員の議事録署名については、公にすることにより、 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法5条4号の 不開示情報に該当するため、不開示とされた。
 - (4) 開示請求を行った行政文書の委員意見について、率直な意見の交換が損なわれるおそれがある情報が記録されており、当該部分は法 5条5号の不開示情報に該当するため、不開示とされた。
- 3 上記不開示部分のうち、(1)ないし(3)については、議事の実質的内

容にかかわらない部分であり、不開示とされたとしても、平成29年度北海道地方最低賃金審議会においていかなる審議がされたかを検証するに際して支障があるものではない。

したがって、平成29年度北海道地方最低賃金審議会においていかなる審議がされたかを検証するに際して支障がありうる不開示部分は、上記(4)にて指摘した部分のみということとなる。

そこで、以下では、上記(4)の不開示部分とは具体的にいかなる部分であるかを説明することとする。

4 平成29年8月1日に開催された第3回専門部会において、使用者側委員が相当であると考える最低賃金の金額を提示する場面において、使用者側委員の意見の一部が墨塗りとされており、そのため、使用者側委員が、相当であると考える最低賃金の金額を提示するにあたって、どのような意見を審議会で述べたかについて、一部把握できない結果となっている。

また、平成29年8月3日に開催された第4回専門部会において、 労働者側委員の意見の一部、使用者側委員の意見の一部が墨塗りとなっており、不開示とされなかった部分の議事録の記載内容から、いかなる文脈でなされたどのような意見が不開示とされたのかを推測することすら困難である。

第3 平成29年度北海道地方最低賃金審議会資料の開示請求について

1 前記のとおり、平成29年度北海道地方最低賃金審議会では、本審議会が計5回、専門部会が計5回、運営小委員会が計2回開催されたところであるが、これらの審議会のうち、第1回ないし第3回本審議会は、審議会自体が公開となっており、公開となっている審議会にて配布された資料については、行政文書開示請求を行うまでもなく、すべて開示を受けることができた。

そのため、平成29年度北海道地方最低賃金審議会資料のうち、委員が、行政文書開示請求を行ったのは、第4回、第5回本審議会資料、専門部会(全5回)資料、運営小委員会(全2回)資料である。

2 その結果、下記に指摘する不開示とされた部分を除き、審議会資料が開示された。

- (1) 開示請求を行った行政文書の参考人意見聴取資料の氏名、所属法人等名称については、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法 5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とされた。
- (2) 開示請求を行った行政文書の北海道最低賃金改定に対する異議申立者の印影について、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法 5 条 4 号の不開示情報に該当するため、不開示とされた。
- 3 上記不開示部分(1)(2)については、審議会資料の実質的内容にかか わらない部分であり、不開示とされたとしても、平成29年度北海道 地方最低賃金審議会においていかなる資料が配布されたかを検証す るに際して支障があるものではない。

以上

北海道地方最低賃金審議会 平成29年度第3回北海道最低賃金専門部会 議事録

平成29年8月1日

北海道 労働局 北海道地方最低賃金審議会

北海道地方最低賃金審議会 (平成29年度第3回北海道最低賃金専門部会)

- 1 日 時 平成29年8月1日(火)13:25~15:19
- 2 場 所 札幌第一合同庁舎8階北側 北海道労働局会議室
- 3 出席者

【委 員】 公 益 委 員 岩波委員、加藤委員、亀野委員 労働者委員 大磯委員、齊藤委員、永田委員 使用者委員 桑原委員、坂本委員、守山委員

【事務局】 加藤労働基準部長、松坂賃金室長、熊谷室長補佐、 山田賃金指導官、川村最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正決定審議について
- (2) その他

5 議事内容

○松坂賃金室長

ただいまより第3回の北海道最低賃金専門部会を開催させていただきます。 本日は委員全員のご出席をいただいております。 それでは、部会長に議事の進行をお願いいたします。

○加藤部会長

おはようございます。第3回北海道最低賃金専門部会を開催いたします。

まず最初に本日の議事録署名委員を指名いたします。労働者側代表委員から永田委員、使用者側代表委員から守山委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の前に、今日現在で全国の状況を何か把握したことがあれば事 務局から報告してください。

○松坂賃金室長

本日現在、全国の結審状況は特にございません。

○加藤部会長

ありがとうございます。

昨日の議論を踏まえ、今日も、まず一度、公益委員にて打ち合わせを行いたい と思いますので、労働者・使用者側代表委員、しばらくお待ちいただきたいと思 いますので、よろしくお願いいたします。

> 13時26分 中 断 13時44分 再 開

○加藤部会長

お待たせいたしました。

それでは、再開いたします。

まず、中賃の目安答申について事務局より再度説明をお願いします。

○松坂賃金室長

・ 先日、本省の目安の公益委員見解についてご説明差し上げたのですが、永田委員からもう少し詳しくというお話もありましたので、目安委員会 別紙1の2に関しましては本省からも特に審議会の資料は来ていないので、事務局でちょっと確認し補足しましたのでお話しさせていただきます。

「平成29年度の目安額を決定するに当たっての公益委員の基本的考え方のポイント」という形でお話しさせていただきます。

「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」(平成29年3月28日中央最低賃金審議会了承)に沿った目安審議が求められる。

審議の中で、法の3要素を総合的にあらわしている賃金改定状況調査結果の第4表を重視し、影響率を十分考慮した、合理的な根拠に裏打ちされた目安を提示すべきという意見や、あるべき賃金水準の議論を行う必要があり、「円卓合意」「雇用戦略対話合意」も踏まえ、当面は最低賃金が800円以下の地域をなくすことが急務であり、トップランナーは1,000円の到達を目指すべきであるとの意見があった。

中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しいながらも改善傾向にあり、全般的に 賃金の上昇傾向が見られる。

一方、消費者物価指数は落ちついた動きを示し、名目GDP成長率も3%に及ばない状況で、最低賃金引き上げの影響率は平成28年においてもさらに上昇している。また一方、雇用者数等については全体的に増加傾向にある。

働き方改革実行計画への配意については、計画の重要な目標である非正規雇用 労働者の処遇改善についての社会的合意が形成され、これに鑑み最低賃金を継続 的に引き上げることが求められていると考えている。

これらを総合的に勘案すると、今年度の目安については、働き方改革実行計画において非正規雇用労働者の処遇改善についての社会的合意が確認されたことを重視して、目安の水準設定を考えていく必要があるのではないか。最低賃金引き上げの影響については、影響率や雇用者数等を重視し、引き続き慎重に検討していくことが必要と考えている。

このような考えのもと、26円、25円、24円、22円という目安額が公益 委員見解として出されたという経過でございます。

以上です。

○加藤部会長

今の説明で、何か質問はございませんでしょうか。

「なし」の声。

○加藤部会長

なければ、次に本日の提出資料について事務局から説明をお願いします。

○熊谷室長補佐

私から説明させていただきます。お手元の資料をご覧いただきたいと思います。 まず資料No.1 は、昨日、労働者側委員から依頼がありました時間給1,000 円までの地域別最低賃金の影響率を計算して作成した表になります。

資料No.2につきましては、7月31日現在の関係労働者団体等からの要請・意見を一覧にしたものでございまして、延べ件数は593件でございます。7月28日段階では591件でありましたので、2件増えている状況でございます。以上です。

○加藤部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

「なし」の声。

○加藤部会長

なければ、改定審議に入りたいと思います。 各側での事前の打ち合わせは必要でしょうか。 労側、いかがでしょうか。

○齊藤委員

要らないです。

○加藤部会長

使側、いかがでしょうか。

特にないですか。はい。わかりました。

それでは、各側からご意見を伺いたいと思います。

まず、前回、金額提示がされたところでございますが、労働者側からご意見をお伺いしたいと思います。

○齊藤委員

金額については昨日お話しさせていただいたので、補足というわけではないのですが、今日北海道新聞に記事があったものですから、コピーして来ました。事務局お配りいただけますか。

最低賃金に関わる記事で、下のほうは、道経連さんが賃金状況について発表した記事。今日桑原さんがいらっしゃるので詳しくは申し上げませんけれども、業種によっては、求人にかかわる案件については初任給や若年層の賃金を引き上げたことが全体を押し上げたと。これは全体的な話なので、そういうことだなと私は思っています。

特に上段の最低賃金にかかわることです。私の記憶では、最低賃金法に関わって過去、北海道で違反となったケースはほぼないとお聞きしたことがあるのですけれども。要するに罰則というのですかね。たしかそうでしたよね。

○加藤労働基準部長

それは罰則というか、違反ではなくて送検した事例ですよね。

○齊藤委員

そうです。そのケースは、昔聞いたら極めてまれだと。

○加藤労働基準部長

賃金不払いを送検するときに労基法24条として送るか最賃法4条で送るかという、約定賃金との関係でありますので、あるかないかというと、そもそも最賃 法違反だけで送検したケースは、ちょっと確認が必要かと思うのですけれど。

○齊藤委員

確認というよりもイメージとしてはそうなのですが、私今日何を言いたいかというと、時間額と日額というのが2002年まであったのですが、今、時間額一本になっていますね。で、私たちの労働相談にかかわる相談というのは、時間給で最低賃金を下回っているというのは極めてまれでして、むしろ正社員と言われる月給制の方の給与を時間額換算すると最低賃金を割っているというケースが本当に多くて。時間給幾らですよという議論は今していますけれども、相談の多くが時間給換算で最低賃金を下回っているという実態もあるということも含めて、今日の道新さんの記事の中で同じような記載があったものですから、時間額の審議の中で、こういったケースもあるということもつけ加える資料として、参考まで持ってきました。よろしくお願いします。

○加藤部会長

はい。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

なければ、使用者側からもお願いいたします。

○桑原委員

使用者側の金額を提示させていただきたいと思います。

第3回本審でも申し上げましたが、使用者側は最低賃金法に定める3要素を最も客観的に示しているのが賃金改定状況調査結果と認識しております。特に第4表の結果を最大限重視することに変更はありません。

したがいまして、金額提示なのですけれども、

なお、最低賃金の目安額は四つのランクごとに示されておりますけれども、算定していく上でのベースはランクごとの平均で考えていく必要があると考えます。 平成28年のCランク加重平均は764円で、今年度目安額をプラスすると78 8円となります。 つけ加えさせていただきますと、今、新聞記事の話もありましたけれども、7月27日の日経新聞社説なのですが、「実際の引き上げ幅を決める各都道府県の地方最低賃金審議会は、地域経済の現状や地元企業への影響を十分に調べた上で上げ幅を判断すべきだ」とありました。また、同日の朝日新聞の記事でも有識者のコメントを引用して、「各都道府県の最低賃金審議会から、3%ありきではないかとの疑念が出ることも考えられる。審議会が説明責任を果たせるかが問われている」とあります。労側も逆の意味で同意見だと思います。

提示された目安額なのですが、公益見解という位置づけが続いておりますけれども、ぜひ24円の根拠をお示しいただいて、その点についてもこの場で議論できればと思っております。

協議するのは北海道における最低賃金であり、北海道の実態や特性を十分に考慮した審議を改めてお願い申し上げます。

以上です。

○加藤部会長

はい。

ほかに、使用者側、意見ございませんでしょうか。

○永田委員

ちょっといいですか。

○加藤部会長

はい。永田委員、どうぞ。

○永田委員

今、桑原委員から、北海道の実情や特性を考慮した審議ということなのですけれども、それは、例えば7月28日にも、審議会の役割ということで、本審議会で協議するのはあくまでも最低の賃金であるというお話をされましたけれども、確かに最低賃金法の第1条では桑原委員が前回言われたとおり、賃金の最低額を保障するという表現は入っておりますけれども、最低額を保障することによって労働条件の改善を図って、もっと労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び、先ほど齊藤委員が配付をした違反云々となったときに、企業間の公正競争の確保、そういったものに資するとともに国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするというか、最低賃金法の1条でそういう形で書いております。

今、桑原委員が言われた北海道の実情、特性という部分でいうと、我々としては、確かに生活保護との乖離解消はされましたけれども、生活保護との差というのは全国的には依然3番目に低い格差にとどまっている状況にあります。そういった意味で、Cランクでもトップ云々というふうに言われておりますけれども、9条3項で生活保護との整合性という部分が言われている中で、前回主張された、経済実態や生産性の向上に裏打ちされたものではないということで、生活保護との乖離解消でぐっと上がってきた経過というのは確かにありますけれども、それが経済実態や生産性向上に裏打ちされていないので、ある意味、9条3項が問題であるとは言っていないけれども、そこがやっぱり原因になっているので、そこ

がどうなのかという表現だったと思うのです。

ですから、あえて北海道の実態や特性という部分でいくと、最賃近傍の影響率も出ておりますけれども、今現在で786円で、年間、税込みで164万。これが、仮に目安どおりになったとしても170万というね。確かに桑原委員が言われたようにボランティアでアルバイトをしたいという人も、前回、喫茶店のお話をされましたけれども、やはり最賃でも働かざるを得ないという、そういった生計費、賃金、そういったものをやはり考慮して議論していく必要があるということを改めて申し上げておきたいと思います。

それで、1点。今、松坂賃金室長が目安の受けとめということで言われたのですけれども、僕の今回の受けとめとしては、確かに僕らとしては4表自体問題だとは思っておりますけれども、やはり4表の賃金上昇率、昨年の0.9が1.2に引き上がったという現状を中賃の公益としてはまず考慮したというのが1点あると聞いております。

公益委員見解をまとめるに当たってという中で、先ほど賃金室長が言った非正 規雇用労働者の処遇改善、これは同一労働同一賃金という問題もありますし、働 き方改革実行計画でもやはり言われているし、ニッポン一億総活躍プラン、そう いった非正規に対しての改善を促すという社会全体の動きがあるということも中 賃の公益としては受けとめたというふうに私は思っております。

あわせて、今年の春闘の賃上げ結果についても前回言いましたけれども、連合 集計では2.88%ということで昨年をかなり上回って、正規を上回る賃上げも されているという傾向もありますし、中小企業でも昨年を上回る賃上げ結果とい う状況の中で、我々は、ニッポン一億総活躍プランなどで言われている年率3% にしなさいとは言っていないです。僕らが言っているのは、4表もそうですし、 いろんな状況的に昨年より上向きになっている中で、昨年と同程度というのはな いよねという思いで中央段階でも審議会でやってきました。それが今回の公益見 解で出ているような内容がありますし、確かに影響率は上昇しているけれども、 使用者側が言う、最賃を上げることによって雇用にかかわるということを、雇用 者数は増加傾向にあるということをあえてここで述べております。そういったこ とを総合的に勘案して公益としての額を提案したというふうに私は中賃の労働側 委員から伺っておりますので、そういった意味では、どこまで裏打ちされている か、されていないかという問題はあるのですけれども、受けとめとしては、去年 よりも上昇傾向にあるので、昨年以上のという流れになった中で、公益としてこ ういった数字を出したという話を聞いているということは報告させていただきた いと思います。

以上です。

○加藤部会長

はい。

何か、使側ありませんか。

○永田委員

もう一点いいですか。

○加藤部会長

はい。

○永田委員

ちょっと話は違うのですが、昨日の審議会で私かなりいろいろ言われましたけれども、我々労働側としても3年前から、地域を活性化させていくためには地域の中小企業の活性化が不可欠だということで、3年前に帯広、昨年は旭川ということで「地域活性化フォーラム」というのを開催しております。昨年は道北で、今年は道南ということで、9月14日に函館のサブアリーナで開催いたします。

函館の夜景を描いておりますが、今回は平日の夜なので夜景にさせていただい たのですけれども、函館というのは観光のまち、北海道新幹線開業とか、イカの まち、歴史のまちという印象が強くて、行ってみたいまち全国1位ということで 来訪客が極めて多い一方で、定住人口の減少や高齢化の進展によって全国の中核 市の中で一番人口減少が進んでいるということで、今回、「地域活性化フォーラム in道南」の左側に「道南の光と影」と書いていますが、明と暗、要するに全国 1位と全国最下位の両極端な面が共存しているということで「光と影」をキーワ ードとして、産官学金労言という部分で、渡島・檜山はもとより東北も視野に入 れた各自治体も含めた連携をどうやって図っていって地域に人材を確保していく かということで、特に、第1部:基調講演ということで、公立はこだて未来大学 の学生というのは、ほとんどIT関係で、みんな道外に出ていってしまうのです けれども、今、1期生、2期生が戻ってきているのです。それで、世代間の信頼 関係等々も含めて、要するに観光だけに頼らない地域活性化を図っていこうとい うことで、 さん、守山さんは知っていると思 いますが、結構しゃべる方で、思いがかなりある方なので、時間どおり終わるか なと思いますが。

そういった意味で地域を元気にしていこうという思いで我々労働側も取り組んでおりまして、来年は釧路で。釧路もかなり厳しいので、そういった形でフォーラムを行って、報告書、さらには、1カ月後に道新の1面全面記事で。そういった地域を活性化していこうという取り組みを含めてやっておりますので、一応ご紹介ということで、だから何だというわけではないのですが、ぜひ団体の皆さんに当日ご参加も含めて、よろしくお願いしたいと思います。

ただ文句を言っている永田ではございませんので、よろしくお願いいたします。 以上です。

○加藤部会長

はい。ありがとうございます。

ほかにありませんか。

それでは、今日は少し各側からお話をお聞きしたいと思いますので、どちらから先にお話を聞くかも含めて、後でお呼びするという形になると思いますが、お待ちいただければと思います。

14時07分 中 断 15時17分 再 開

○加藤部会長

どうもお待たせしました。

今日は使用者側から というお話をいただきましたので、労側、 使側それぞれ金額は示されたことになります。

それぞれのお考えをお聞きしまして、我々からもそれぞれお伝えしたつもりでございます。

それで、明日は一日、熟慮・検討いただくという形の日にして、3日の1時半からご参集いただいて審議を継続したいと思いますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それでは、本日はそのようなことで結論を出すには至りませんので、本日の審議はこれで終わりたいと思います。

明後日、またよろしくお願いしたいと思います。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

○松坂賃金室長

次回、第4回専門部会は8月3日・木曜日、13時半から、本日と同じここ8階会議室で開催となります。

全員出席と伺っていますが、特に予定等ございませんか。急用がございました ら、ご連絡をお願いいたします。

以上です。

○加藤部会長

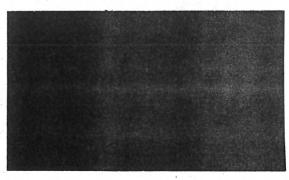
では、これで終了といたします。どうもありがとうございました。

以上

上記議事の経過及び結果を明らかにするため、議事録を作成し署名する。

平成 2 年 1 0 1 6

部 会 長 労働者側代表委員 使用者側代表委員



北海道地方最低賃金審議会 平成29年度第4回北海道最低賃金専門部会 議事録

平成29年8月3日

北海道 労働局 北海道地方最低賃金審議会

北海道地方最低賃金審議会 (平成29年度第4回北海道最低賃金専門部会)

1 日 時 平成29年8月3日(木)13:25~15:26

2 場 所 札幌第一合同庁舎8階北側 北海道労働局会議室

3 出席者

【委員】公益委員 岩波委員、加藤委員、亀野委員 労働者委員 大磯委員、齊藤委員、永田委員 使用者委員 桑原委員、坂本委員、守山委員

【事務局】 加藤労働基準部長、松坂賃金室長、熊谷室長補佐、 山田賃金指導官、川村最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正決定審議について
- (2) その他

5 議事内容

○松坂賃金室長

ただいまより第4回の北海道最低賃金専門部会を開催させていただきます。 本日は専門部会委員全員の出席をいただいておりますが、大磯委員がご都合に より途中で退席することとなっております。

それでは、部会長に議事の進行をお願いいたします。

○加藤部会長

それでは、第4回北海道最低賃金専門部会を開催いたします。

最初に本日の議事録署名委員を指名いたします。労働者側代表委員から齊藤委員、使用者側代表委員から桑原委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の前に、今日現在で全国の状況を何か把握したことがあれば事 務局のほうから報告をお願いいたします。

○松坂賃金室長

松坂より説明いたします。資料をご覧ください。

資料No.1、1ページ目です。全国の結審状況をつけさせていただきました。 まず、この表の記載事項の一部について説明させていただきます。

審議状況の本審の欄でございます。6条5項という記載がございますけれども、これは、最低賃金審議会令第6条第5項に、あらかじめ議決することにより最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されておりますので、この規定により本審での採決を行わずに決定されたという意味でござ

います。

表の内容でございますけれども、ご覧のとおり昨日まで2県で決定されております。引き上げ額につきましては2県とも目安どおりで、全会一致で決定という結果になっております。

以上です。

- ○加藤部会長
 - これは、3日現在の状況は入ってきていないのですか。
- ○松坂賃金室長

今日は、まだ来ていないです。昨日現在です。

○加藤部会長

はい。ありがとうございました。

○永田委員

いいですか。

○加藤部会長

はい。

○永田委員

全国の結審状況について、先ほどデータが入ってきたのご報告します。

大阪ですけれども、8月3日、現行が883円、改定が909円、引き上げ額26円。専門部会、白マル、6条5項。Aランク、目安額26円。去年の額はわかりませんが、そういうことで11時48分ぐらいにスマートフォンに情報が入ったので、ご報告申し上げます。

○加藤部会長

ありがとうございます。

○永田委員

あと、鹿児島が今やっていますけれども、

○加藤部会長

ありがとうございます。

それでは、事務局から提出資料の説明をさらにお願いいたします。

○熊谷室長補佐

資料No.2 になります。昨日までに提出のありました関係労働者からの意見書・要請書についてでございますが、延べ件数 594件となっておりまして、前回 71 月 31 日現在で 593件でございましたので、1件増えているということでございます。

以上でございます。

○加藤部会長

ありがとうございます。

今の説明で、何か質問ございませんでしょうか。

「なし」の声。

○加藤部会長

それでは改定審議に入りたいと思いますが、本日の審議に入る前に各側での事前の打ち合わせは必要でしょうか。

労働者側、いかがでしょうか。

○齊藤委員

いいです。

○加藤部会長

使側、いかがですか。

○桑原委員

時間もらっていいですか。

○加藤部会長

わかりました。

それでは、一旦審議を中断しまして、事務局のほうから会場を指示してください。

労側、どうしますか。ここにおられますか。それとも、また別途。

○齊藤委員

同じフロアですか。

○加藤労働基準部長

前回と同じです。

○加藤部会長

どちらでも構いませんが。

○齊藤委員

涼しいところがいいのですけど。

○加藤部会長

では、使用者側、お願いします。

13時29分 中 断 13時47分 再 開

○加藤部会長

それでは、それぞれ何か発言ございますでしょうか。 労働者側、何かございませんか。

○永田委員

何でもいいですか。

○加藤部会長

はい。どうぞ。

()永田委員

1点だけ。実は、昨日も審議会、別なのがありまして、全体にかかわることではないかもしれませんが、ものづくりの人材の確保という観点で、実は、今年の4月から道内のポリテクセンター4カ所、ポリテクカレッジとかで生産性向上人材育成支援センターというのがあって、そこでカリキュラムモデル36コースをつくって人材を中小企業に持ってこようというカリキュラムができています。

生産管理、品質保証・品質管理、流通・物流、バックオフィス、組織マネジメント、営業・販売、マーケティング、企画・価格、プロモーションということで、かなり本格的に、これは外部機関に委託をして具体的に進めていきますので、こういったものをぜひ有効活用していただきたいのと、北海道中小企業総合支援センターが経済センタービルの9階に入っていますが、毎年そこで「支援制度ガイドブック」というちょっと厚い冊子などがあって、こういったものを活用していこうということで出ております。

お願いなのですけれども、労働局を含めて少し丁寧に、今、最低賃金が急激に引き上がっている状況の中で中小企業への支援というのはより一層重要になってきますので、今までキャリアアップ助成金しか言っておりませんでしたけれども、生産性向上の関係でいうとキャリア形成助成金というのを皆さんご存じだと思うのですけれども、今まで20時間だったのが、10時間でも助成金が出ることになって、昨年度でも4億5,000万ぐらい補助金を使っているのですけれども、4億5,000万のうち9割5分が中小企業で、ものづくり人材の育成費分で使われておりますので、補助金はポリテクでなくて北海道労働局で所管していると聞いておりますので、所管はちょっと違うと思うのですけれども、ぜひ総動員を図って取り組んでいただきたいと思います。

	りていたとうというと	ないより。	
全国的には、			

そういった状況を報告申し上げておきたいと思います。 以上です。

○加藤部会長

はい。ありがとうございました。

'使用者側、お願いします。

()桑原委員

私たち、金額はもちろんのことなのですけれども、10月1日発効というのは

重視というか、ぜひ10月1日でお願いしたいと思っておりまして、となると専門部会も、今日と明日の2回しか開けないことになります。

あと、使用者側も、できることなら全会一致で決めたい思いは一緒ですので、 今日、ぎりぎりの金額審議をぜひお願いしたいと思っております。

それで、使用者側なのですが、

全国で800円未満の地域をなくそうとする労働側の主張もありましたし、GDP成長率を踏まえた働き方改革実行計画の諮問文にも十分に配意したつもりでございます。あわせて、根拠のある引き上げにつきましては、

以上です。

○加藤部会長

はい。

それでは、今の使用者側のご発言もありましたので、一旦、公益委員で打ち合わせをしたいと思いますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

13時53分 中 断 15時23分 再 開

○加藤部会長

お待たせいたしました。

それでは、審議を再開いたします。

先ほど、労側、使側にそれぞれお話を伺いましたが、結果的に今日結審という ことになりそうもございませんので、また、明日、気持ちを入れかえて審議した いと思います。

それで、その際、答申文の中に民間企業同士の契約についても何か書き込めないかというお話がございましたので、ちょっと検討させていただきました。

これは審議会として労働局長に答申する文書ですので、書き方がなかなか難しいところはあるのですが、昨年の例でいきますと行政機関と民間企業の契約の場合についてはかなり明確に書き込んでおりますので、それに加える形でもう一文起こしまして、民間企業においてもその趣旨に従って契約等の配慮をするように要望したいという形で書き込みたいと思います。ただ、これは、労働局が民・民の契約の内容について具体的にどうしろこうしろというのは契約の趣旨からいっ

て越権するところもございますので、書きぶりは難しいのですが、この辺は我々のほうでも検討して、明日、できれば成案を得たいと思っているところです。

加えて、それ以外にも労側、使側、いろいろ要望事項というのはあると思いますので、それはそれぞれ事務局のほうに申し上げていただければ、できる範囲ですが本省のほうに伝えたいと考えているところです。

これらについて、労側、使側、何かございませんでしょうか。

それでは、本日の審議は先ほど申しましたように結論を出すには至らないようですので、これで終了したいと思います。

また、明日、よろしくお願いいたします。

「その他」として、事務局から何かございますでしょうか。

○松坂賃金室長

次回、第5回専門部会は、明日8月4日・金曜日、16時から、この8階会議室で開催となります。

出欠確認ですが、ご都合の悪い方はおられますか。

○坂本委員

遅れて出席します。

○松坂賃金室長

わかりました。

○加藤部会長

では、ほかに特になければ、これにて本日の専門部会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。

以上

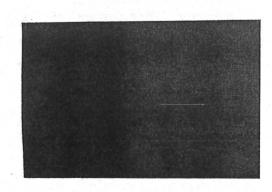
上記議事の経過及び結果を明らかにするため、議事録を作成し署名する。

平成2 9年10.月16日

部 会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員



北海道中小企業家同友会 景況調査報告

(一般社団法人北海道中小企業家同友会ホームページより)

(参考資料として、北海道中小家同友会の了承のもと、掲載します。)

北海道中小企業家同友会景況調査報告 (2017年07~09月期)

文責:大貝健二

札幌市豊平区旭町 4-1-40 北海学園大学経済学部 TEL:011-841-1161/E-mail:ogai@econ.hokkai-s-u.ac.jp

「業況改善波及せず」 —人出不足感過去最高に—

北海道中小企業家同友会 2017 年第3期 (7~9月) の業況判断 DI (前年同期比) は、4.9 と前回調査から 4.3 ポイントのやや改善を示した。改善幅は前回調査の 9.5 ポイントと比べるとやや弱まっているとはいえ、継続した景況感の改善が見られている。また、他調査 (日銀短観、中同協 DOR) と比較してみると、いずれの調査においても、前期からの改善傾向が見られている。そのなかで、北海道 DOR 調査においては、他調査の水準からみると、業況判断 DI は低めに表れていることに注意が必要であろう。その要因として、売上高 DI、採算の水準 DI、足元の景況感を示す業況水準 DI で改善、ないしは大幅な改善を示したのに対し、採算 DI はほぼ横ばいで推移していることから、売上高の増加などが、利益の増加につながっていないことが考えられる。さらに、次期見通しに関しては、中同協 DOR を除いて、3~6 ポイントの悪化であるが、北海道 DOR での悪化見通し幅が大きいことにも注意が必要であろう。

以上のことを踏まえて、仕入・販売単価 DI の推移と 1 人当たり売上高・付加価値額 DI の推移を確認してみると、仕入単価は 2013 年時点ほどではないものの、31.8 で高止まりしているのに対し、販売単価は 1.1 と前回調査から 2.9 ポイント程度の上昇しか示しておらず、依然として両項目には大きなギャップが存在している。また、1 人当たり売上高・付加価値額では、1 人当たり売上高は今期において 10 ポイント以上の大きな改善を示し 3.8 とプラスに転じたものの、1 人当たり付加価値額はマイナス 6 前後でほぼ横ばい推移となっており、今後 1 人当たりの付加価値額をいかに高めていくかが、景況感のさらなる改善にむけて課題となってくるだろう。

業種別にみると、全体的に景況感は改善を示すなかで、製造業だけが悪化を示している。売上高、採算、業況水準等の各 DI の推移を見ても、製造業での好転、改善の動きがあまり見られない。日銀短観等では、製造業での好調が景況感の改善に寄与しているが、そのような動向が本調査では見られていない。そして、次期見通しに関しては、とりわけ業況判断 DI、業況水準 DI において、ほぼすべての業種で悪化する見通しとなっている。また、規模別にみれば、企業規模の大きいところほど、各指標で改善幅が大きく、企業規模が小さいほど、改善幅が小さい傾向にあることにも注意を払う必要があるだろう。

以上のことから、今期も前期に引き続いて景況感の改善は示したものの、全業種、全規模的に波及するとこ

ろまでには至っていないという認識を持つ必要があると考えている。特に、採算の好転、1 人当たりの付加価値額を上昇させていくことが、景況感のさらなる改善には求められる。

他方で、この間、新聞報道等でも大々的に報道されるようになってきていることが、人手の確保の問題である。今期の調査においても、人手の過不足状況においては「不足感」が過去最高を示しているほか、経営上の問題点においても従業員の不足や熟練技術者の確保難など、「人」に関する課題が軒並み上昇している。課題を共有し、魅力ある企業づくり、魅力ある人財育成を同友会運動としてより強固に進めていかなければならないだろう。

≪暑況調査について≫

- ・景況調査は、回答者の意識・マインドを基に景気動向を分析する調査です。
- ・特に、同友会が実施する景況調査は、**経営者の意識を反映**するものであるため、**景気動向がはっきりと表れやすい**と 言われています。
- ・景況動向、および「次期見通し」を自社の経営指針等の見直し等に活用してください。

≪DI 値について≫

- ・DI 値は、「良い」と回答した割合(%)から「悪い」と回答した割合(%)を引いた数値です。
- ・「良い」と回答した企業が多ければ多いほど DI は高水準で推移するが、その逆もしかり。
- ・景況調査では、(1) **DI 値の水準(プラスかマイナスか、また水準はどの程度か)**、(2) 前回調査からの好転幅、悪 化幅の大きさを主に見ていきます。
- ・DI 値の変化幅について
 - ①1 ポイント以内の場合:「ほぼ横ばい」と表現します。
 - ②1~5 ポイントの場合:「やや」という言葉が、好転・悪化の前に付きます。
 - ③10 ポイント以上の場合:「大幅な」という言葉が、好転・悪化の前に付きます。

【回答企業数】

全体で 188 社 (札幌 88、帯広 28、旭川 15、函館 12、釧路 18、北見 4、日胆 14、小樽 9)

【業種別】建設業:39、製造業:45、流通商業:75、サービス業:28、その他:1

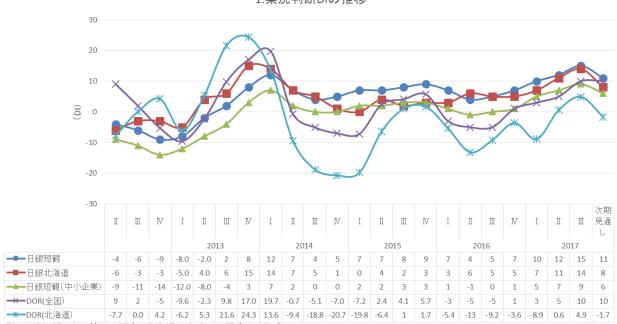
【規模別】20 人未満:65、20 人-50 人:61、50 人-100 人:29、100 人以上:25、不明:8



1. 全体の動向

1-1. 業況判断 DI (前年同期比) は 4.3Pt の改善: 0.6 から 4.9 へ

日銀短観、中同協 DOR においても、前期から継続して改善しているが、水準は本調査では低位 →次期見通しに関しては、中同協 DOR で横ばいだが、他は本調査含め悪化見通し



1.業況判断DIの推移

出所:日銀短観、中同協DOR調査、北海道同友会DOR調査より作成。

1-2. 売上高 DI、採算 DI、採算水準、業況水準(前年同期比)

【売上高】5.9Ptの改善(0.0→5.9)(次期:ほぼ横ばい(5.9→5.0))

【採 算】ほぼ横ばい ($\blacktriangle 5.8 \rightarrow \blacktriangle 6.0$) (次期:ほぼ横ばい ($\blacktriangle 6.0 \rightarrow \blacktriangle 5.1$))

【採算の水準】17.0Ptの大幅な改善(25.6→42.6))

【業況水準】16.0Pt の大幅な改善(▲5.2→10.9)(次期:9.2Pt の悪化(10.9→1.6))



2.売上高DI·採算DI·採算水準DI·業況判断DI·業況水準DIの推移

1-3. 仕入・販売単価、1人当たり売上高、1人当たり付加価値額

- ・仕入単価 DI: 前回調査からほぼ横ばい (32.1→31.8)
- ・販売単価 DI: 前回調査から 2.9Pt のやや上昇 (▲1.8→1.1)
 - ※仕入単価 DI と販売単価 DI のギャップ拡大は、単価の上昇に伴い一段落



3.仕入単価·販売単価DI(前年同期比)

1-4. 1人当たり売上高、付加価値額

 \blacksquare

 \blacksquare

IV14 I \blacksquare

十九单価 28.1 40.5 51.8 51.0 57.7 57.3 53.8 48.3 37.2 44.8 38.1 21.6 4.4

 \blacksquare

 \mathbb{IV} 15 I

━販売単価 |-12.5| 3.6 | 13.7 | 10.3 | 10.2 | 16.8 | 13.4 | 11.1 | 8.8 | 12.8 | 12.7 | 7.4 | -1.9 | -7.0 | -5.1 | -1.2 | -5.8 | -1.8 | 1.1

 \blacksquare

 \blacksquare

IV16 I \blacksquare

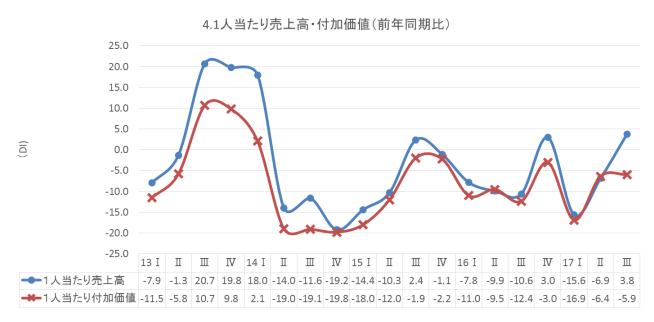
10.3 3.9

 \blacksquare

17 I 17 II 17 II

11.3 25.0 32.1 31.8

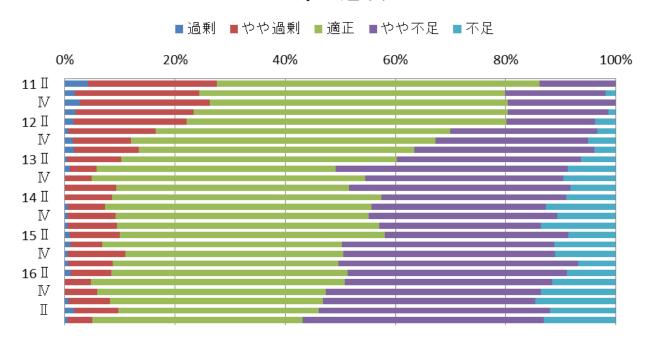
- ・1 人当たり売上高: 10.6Ptの大幅な改善(▲6.9→3.8)
- ・1 人当たり付加価値額:前回調査とほぼ横ばい($\blacktriangle 6.4 \rightarrow \blacktriangle 5.9$)



1-5. 人手の過不足、資金繰り、設備の過不足

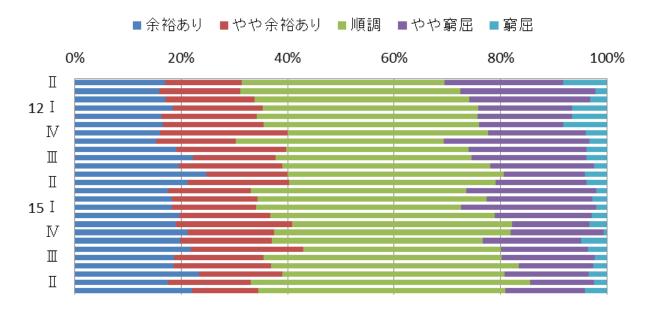
【人手の過不足】不足感の更新が続き、60%に迫っていることは要注目

5.人手の過不足



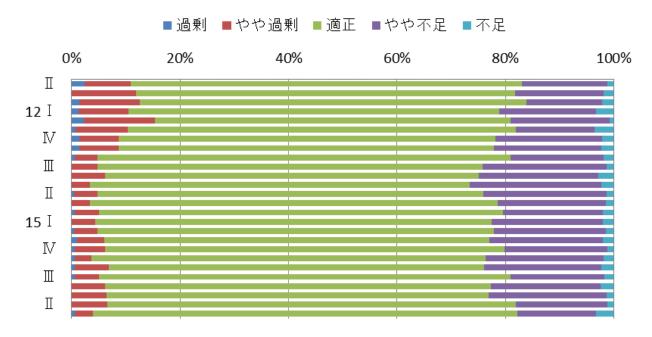
【資金繰りの状況】順調が後退し、余裕感と窮屈感のがそれぞれやや高まる。

6.資金繰りの状況



【設備の過不足】適正感が高まり続ける。もうじき80%に届くところまで。

7.設備の過不足



2. 業況判断

2-1.業種別:製造業を除き改善するも、大幅なものではない。/製造業以外は水面上へ

建設業:8.4Ptの改善(14.7→23.1)、製造業:7.1Ptの悪化(▲4.3→▲11.4)

流通商業: 6.9Pt の改善 (▲1.4→5.4)、サービス業: 8.0Pt の改善 (▲4.2→3.8)

次期見通し:流通商業を除いて悪化見通し、特に建設業、サービス業で大幅な悪化

→次期見通し DI(建設業:▲2.7、製造業:▲14.0、流通商業:8.1、サービス業:▲7.7)



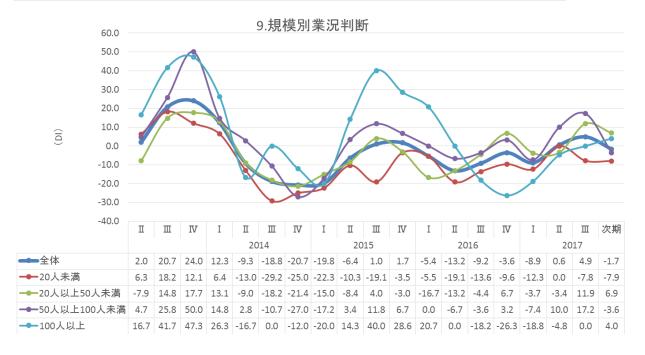
2-2. 規模別:20人未満規模層を除いて改善(20人以上50人未満規模は大幅な改善)

20 人未満: 7.8Pt の悪化 (0.0→▲7.8)、20~50 人: 15.3Pt の大幅な改善 (▲3.4→11.9)

50~100 人: 7.2Pt の改善 (10.0→17.2)、100 人以上: 4.8Pt のやや改善 (▲4.8→0.0)

次期見通し:100人以上規模層を除いて、悪化見通し(20人未満はほぼ横ばい)

→次期見通しDI(20 人未満:▲7.9、20~50 人:6.9、50~100 人:▲3.6、100 人以上:4.0)



3. 売上高

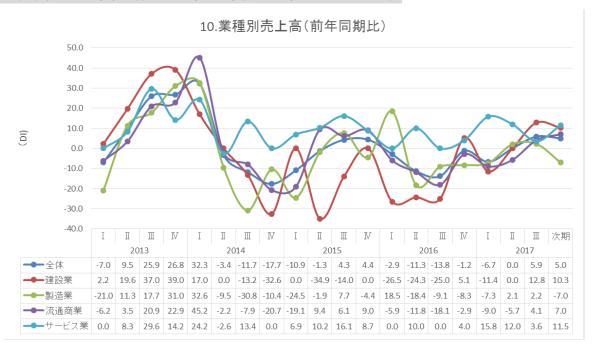
3-1. 業種別:建設業での大幅な改善、サービス業を除いて改善(前回調査と同様の傾向)

建設業: 12.8Ptの大幅な改善(0.0→12.8)、製造業:ほぼ横ばい(2.1→2.2)

流通商業:9.8Ptの改善(▲5.7→4.1)、サービス業:8.4Ptの悪化(12.0→3.6)

次期見通し:流通商業、サービスで改善、建設業と製造業で悪化見通し

→ (建設業:10.3、製造業:▲7.0、流通商業:7.0、サービス:11.5)



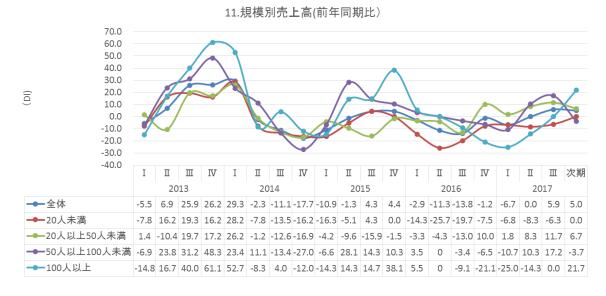
3-2. 規模別: 全規模層で改善(20人未満、20-50人規模ではやや改善)

20 人未満: 2.1Pt のやや改善(▲8.3→▲6.3)、20~50 人: 3.3Pt のやや改善(8.3→11.7)

50~100 人: 6.9Pt の改善 (10.3→17.2)、100 人以上: 14.3Pt の大幅な改善 (▲14.3→0.0)

次期見通し:20 人未満規模、100 人以上規模では改善、2 全体的に改善基調、50-100 人規模では悪化

→ (20 人未満: 0.0、20~50 人: 6.7、50~100 人: ▲3.7、100 人以上: 21.7)



8

4. 採算

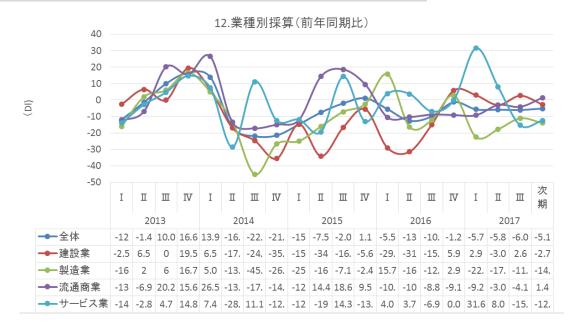
4-1. 業種別:サービス業で大幅な悪化が目立つ(前回調査と同様)

建設業:5.7Ptの改善(▲3.0→2.6)、製造業:6.7Ptの改善(▲17.8→▲11.1)

流通商業:1.1Ptのやや悪化(▲3.0→▲4.1)、サービス業:23.4Ptの大幅な悪化(8.0→▲23.4)

次期見通し:建設業、製造業で悪化見通し

→ (建設業:▲2.7、製造業:▲14.0、流通商業:1.4、サービス:▲12.5)



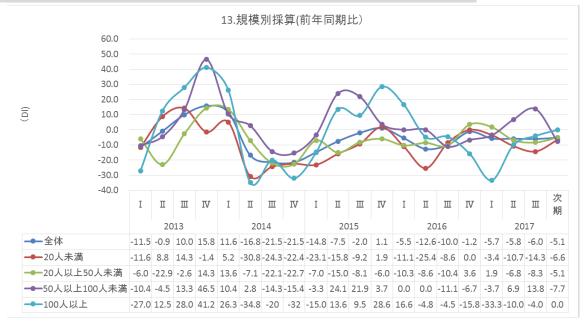
4-2. 規模別:50人以上規模で改善、50人未満規模で悪化(前回調査と同様の傾向)

20 人未満: 3.6Pt のやや悪化 (▲10.7→▲14.3)、20~50 人: 1.6Pt のやや悪化 (▲6.8→▲8.3)

50~100 人: 6.9Pt の改善 (6.9→13.8)、100 人以上: 6.0Pt の改善 (▲10.0→▲4.0)

次期見通し:50-100 人規模層での大幅な悪化

 \rightarrow (20 人未満:▲6.6、20~50 人:▲5.1、50~100 人:▲7.7、100 人以上:0.0)



5. 採算の水準

5-1. 業種別:建設業を除いて大幅な改善

建設業:3.2Ptのやや悪化(35.5→32.3)、製造業:13.9Ptの大幅な改善(30.0→43.9)

流通商業: 21.8Ptの大幅な改善(25.8→47.6)サービス業: 37.81Ptの大幅な改善(4.5→42.3)



5-2. 規模別:全規模層で改善(20人以上の各規模層で大幅な改善)

20 人未満: 5.4Pt の改善(30.4→35.7)、20~50 人: 32.0Pt の大幅な改善(5.8→37.7)

50~100 人: 18.0Pt の大幅な改善(32.0→50.0)、100 人以上: 15.9Pt の大幅な改善(45.0→60.9)



15.規模別採算の水準

6. 業況水準

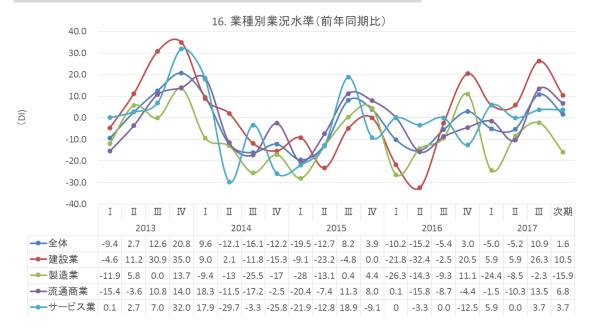
6-1. 業種別:全業種で改善、とりわけ建設業と流通商業で改善幅が大きい

建設業: 20.4Ptの大幅な改善(5.9→26.3)、製造業: 6.2Ptの改善(▲8.5→▲2.3)

流通商業: 23.8Pt の大幅な改善(▲10.3→13.5)、サービス業: 3.7Pt のやや改善(0.0→3.7)

次期見通し:サービス業は横ばいだが、全体的に悪化見通し

→ (建設業:10.5、製造業:▲15.9、流通商業:6.8、サービス業:3.7)



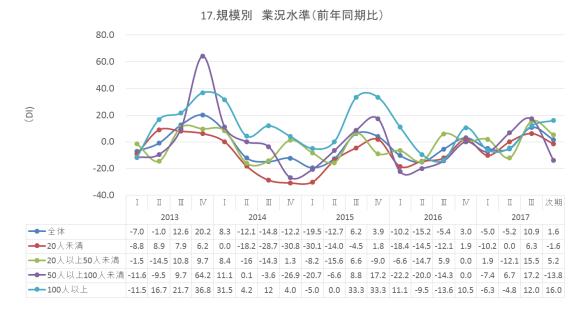
6-2. 規模別:全規模層で改善、特に20人以上の各規模層で大幅な改善

20 人未満: 6.3Pt の改善 (0.0→6.3)、20~50 人: 27.6Pt の大幅な改善 (▲12.1→15.5)

50~100 人: 10.6Pt の大幅な改善 (6.7→17.2)、100 人以上: 16.8Pt の大幅な改善 (▲4.8→12.0)

次期見通し:100人以上規模を除いて、悪化の見通し

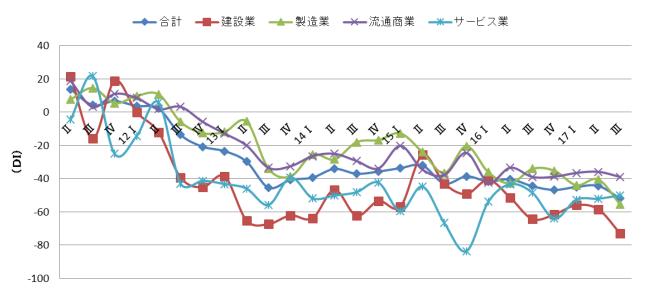
→ (20 人未満:▲1.6、20~50 人:5.2、50~100 人:▲13.8、100 人以上:16.0)



11

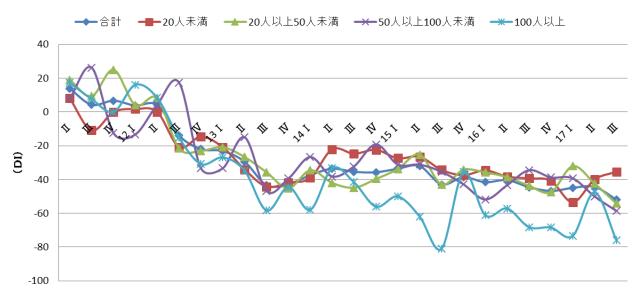
- 7. 人手の過不足、資金繰り、設備の過不足
- 7-1. 業種別人手の過不足:人手不足が顕著、特に建設業で▲70台。他の業種でも▲50台が目立つ。

18.業種別・人手の過不足



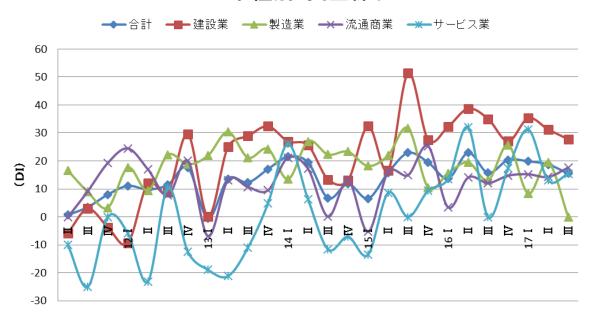
7-2. 規模別人手の過不足:100人以上規模での著しい不足感(▲47.6→▲76.0)。

19.規模別・人手の過不足



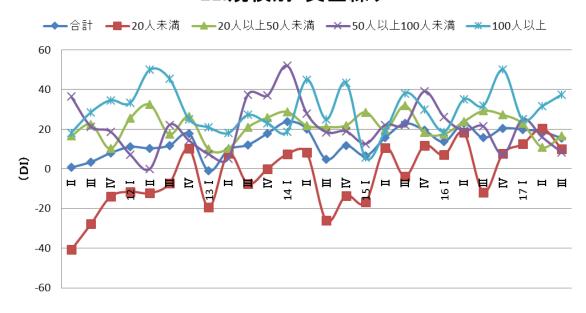
7-3. 業種別資金繰り:製造業で資金繰りの悪化が目立つ(19.5→0.0)

20.業種別・資金繰り



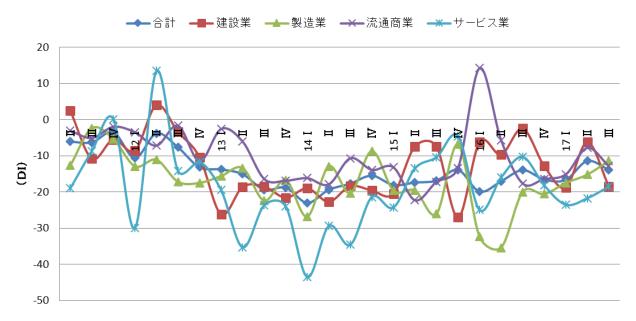
7-4. 規模別資金繰り:100人以上規模で改善を続ける(31.6→37.5)

21.規模別・資金繰り



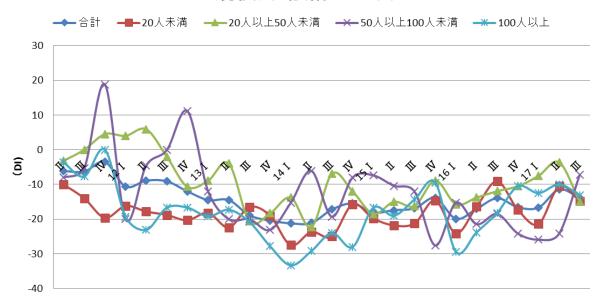
7-5. 業種別設備の過不足:全業種マイナスで推移、建設業で大幅な悪化

22.業種別・設備の過不足



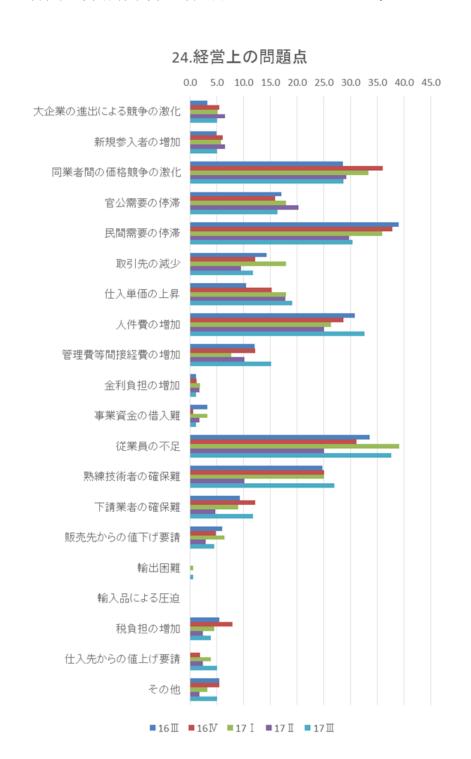
7-6. 規模別設備の過不足:全規模層でマイナス推移、50人以上100未満規模で改善、他は悪化

23.規模別・設備の過不足

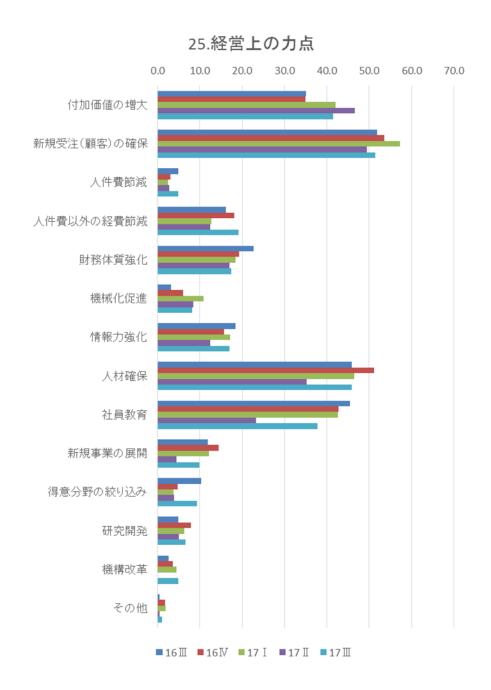


8. 経営上の問題点、次期の経営上の力点

【経営上の問題点】<u>従業員の不足(37.6%)、人件費の増加(30.3%)</u>、同業者間の価格競争の激化(28.7%) 下線項目が、回答上位 1,2位にくるのは初。そのほか、熟練技術者の確保難、下請業者の確保難、取引先の 減少、仕入単価の上昇、管理費等間接経費の上昇が高まってきていることに注目。



【経営上の力点】新規受注(顧客)の確保 (51.4%)、人材確保 (45.9%)、社員教育 (37.7%) →人材確保、社員教育の回答割合が急上昇



※参考

経営上の問題点

性音工の问题示											
	合計	大企業の 進出によ る競争の 激化	新規参入 者の増加		官公需要 の停滞	民間需要 の停滞	取引先の 減少	仕入れ単 価の上昇	人件費の 増加	管理費等 間接経費 の増加	金利負担 の増加
全体	178	9	9	51	29	54	21	34	58	27	2
土件	100.0	5.1	5.1	28.7	16.3	30.3	11.8	19.1	32.6	15.2	1.1
建設業	39	1	0	9	9	10	1	8	7	7	0
连议未	100.0	2.6	0.0	23.1	23.1	25.6	2.6	20.5	17.9	17.9	0.0
製造業	43	0	0	13	3	16	7	14	18	6	0
衣坦木	100.0	0.0	0.0	30.2	7.0	37.2	16.3	32.6	41.9	14.0	0.0
流通商業	68	5	4	21	12	22	12	8	19	9	1
加	100.0	7.4	5.9	30.9	17.6	32.4	17.6	11.8	27.9	13.2	1.5
サービス業	27	3	5	8	5	6	1	4	13	4	1
	100.0	11.1	18.5	29.6	18.5	22.2	3.7	14.8	48.1	14.8	3.7
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0

	事業資金 の借入難	従業員の 不足	熟練技術 者の確保 難	下請業者 の確保難	販売先か らの値下 げ要請	輸出困難	輸入品による圧迫	税負担の 増加	仕入れ先 からの値 上げ要請	その他
全体	2	67	48	21	8	1	0	7	9	9
土冲	1.1	37.6	27.0	11.8	4.5	0.6	0.0	3.9	5.1	5.1
建設業	0	20	18	18	1	0	0	1	2	0
建 政未	0.0	51.3	46.2	46.2	2.6	0.0	0.0	2.6	5.1	0.0
製造業	1	15	10	0	2	1	0	1	3	5
表坦未	2.3	34.9	23.3	0.0	4.7	2.3	0.0	2.3	7.0	11.6
流通商業	1	21	16	2	4	0	0	3	4	2
川	1.5	30.9	23.5	2.9	5.9	0.0	0.0	4.4	5.9	2.9
サービス業	0	11	4	1	1	0	0	2	0	2
	0.0	40.7	14.8	3.7	3.7	0.0	0.0	7.4	0.0	7.4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

次期の経営上の力点

	合計	付加価値 の増大	新規受注 の確保	人件費節 減	人件費以 外の経費 節減	財務体質 の強化	機械化促 進	情報力強 化	人材確保	社員教育	新規事業 の展開
^ <i>\</i>	183	76	94	9	35	32	15	31	84	69	18
全体	100.0	41.5	51.4	4.9	19.1	17.5	8.2	16.9	45.9	37.7	9.8
建設業	38	11	18	1	5	5	1	9	25	19	3
建 政未	100.0	28.9	47.4	2.6	13.2	13.2	2.6	23.7	65.8	50.0	7.9
製造業	43	20	24	3	9	4	6	6	17	9	4
表坦未	100.0	46.5	55.8	7.0	20.9	9.3	14.0	14.0	39.5	20.9	9.3
流通商業	74	33	37	2	18	15	6	14	29	28	7
	100.0	44.6	50.0	2.7	24.3	20.3	8.1	18.9	39.2	37.8	9.5
サービス業・	27	11	14	3	3	7	2	2	13	13	4
	100.0	40.7	51.9	11.1	11.1	25.9	7.4	7.4	48.1	48.1	14.8
その他	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

	得意分野 の絞り込 み	研究開発	機構改革	その他
全体	17	12	9	2
土妆	9.3	6.6	4.9	1.1
建設業	4	1	2	0
建 故未	10.5	2.6	5.3	0.0
製造業	4	7	4	1
表坦未	9.3	16.3	9.3	2.3
流通商業	6	3	2	1
ル	8.1	4.1	2.7	1.4
サービス業	3	1	1	0
リーに入来	11.1	3.7	3.7	0.0
その他	0	0	0	0
- て の 1 世	0.0	0.0	0.0	0.0

9. 経営上の努力コメント (業種別)

※規模層は全規模層からコメントがあったが、地域別にみれば、札幌と帯広のみ

【建設業】

- ・社員教育を外部機関に依頼 後継者のいない会社を買収
- 人事評価制度の構築
- ・新規受注の確保
- ・外注先の確保 外注先業者の件数を増やす
- ・今後健康経営について取り組みする 社員教育により力を入れていく
- ・経営状況の見える化 決算手当の支給
- ・上期受注減を中期とりもどし、下期には全社一丸となって安全確保と利潤の追求に取り組みたい。土木・建築 技術員の確保各1名にも全力をあげたい。
- ・健康診断の継続(年1回実施)/禁煙、受動喫煙対策として分煙喫煙室の設置
- ・人材確保のための活動。具体的にはインターンシップの積極的な受け入れを行っています。
- ・地道に、正直に経営する。
- ・一層の財務体質強化、受注強化

【製造業】

- ・生ものを製造しているので中々計画生産が出来ず、連休が多くなっているので製造の従業員のシフトを上手く 組んで残業を少なくするよう努力しているが人員不足でうまく出来ていない
- ・新商品の開発中
- 安全衛生委員会活動の推進
- 製品需要停滞の為経費削減
- ・引き続き営業力強化
- ・ 固定費の削減
- ・社員面談レコミュニケーションを取った。
- ・製造部門の時間外労働(残業)を一部許可し、生産高を上げた。
- 人材確保
- ・新商品の開発
- ・加工場として年間製造生産を増やしたいが、交替パートを使用して作業を進めたいが難しい。残業時間規制があるときびしい。

【流通商業】

- ・今後営業強化し新規受注の確保を目指す(1名採用予定)
- ・売単価出来るだけ下げない 細かいコストダウンの実施
- ・人材確保の為の制度構築 社員紹介報奨制度
- · 事業承継 集客対策
- ・以前は売れなくなった品は半額にすれば売れた ここ最近はいらない品は安くても買わなくなった 売れる消費の確保が一番 そういう品はすぐ無くなるので大変

- ・社員教育の一つとして経営指針の考え方の学習。併せて基本スキルの向上に努めた。今後持続的に取り組みたい
- ・社員教育充実化に積極的に取組んだ。(今後も継続)採用(ドライバー、パート)についても困難さは軽減されたと受止めている。
- ・受注、売上、粗利の目標達成と共にワークライフバランスの推進。
- ・売場・倉庫の整理整頓と断捨離
- ・商品の在庫回転率の向上=交差比率年間300をクリアしよう。
- ・例年7~9月期は他の期間と比べ売上が伸びない期間ですが、何もしないでいる事は殆どなく常に設備投資を して次の売上増の確保を目指しています。
- ・会社の顧客内取引を分析し、強み商材のシェアを出し、ターゲットを絞り営業活動を行う。(付加価値を向上 させることを目標としている)
- ・人財の確保・社員教育の実施が課題です。我々中小企業の宿命でしょうか。人財が集まりません。こつ二・三年、入社しても退職のケースが多いままです。学校教育の中で、社会人、職業人としての自覚教育が大切かと思います。

【サービス業】

- ・販路拡大 国内から海外へのシフトを検討しており外国人 21 人雇い入れた
- ・市場が減少傾向になる中で自社事業をどう成長させるかが大きな課題 社員の評価基準の見直しを行い会社と 社員がどう成長していくかを明確にしたい 事業計画づくりが出来る幹部社員を育てたい
- ・積極的に人材採用を行って将来の発展に備えている
- ・人材確保、育成に努力しないといけない
- ・業務増加による資金繰り等
- ・宅配BOXの普及に力を入れる
- ・マーケット開発に取り組み、今後浸透を図り、成約に繋げたい。
- ・社員の負担を意識した仕事の仕方、残業時間のさく減、業務毎の原価管理の開始。
- ・新規事業の情報取りに集中した、時期が決まったら即行動
- ・国家資格である歯科技士の減少問題は、歯科技工製造が主な当社にとって、優秀な歯科技工士を採用するために、積極的に会社見学会や展示会を開催したりしてPR活動を行っております。また、新人についてもキャリアガイダンスを実施して積極的なコミュニケーションを図るなど、働きやすい職場環境の構築を推し進めております。
- ・人材の確保を積極的に行った。
- ・残業削減とワークライフバランスの重要性を考えさせたい
- ・商品、サービスの付加価値アップで他社と差別化を図る

本調査関与メンバー

(いずれも札幌弁護士会貧困と人権に関する対策本部委員)

弁護士 渡辺 達生

弁護士 佐々木 潤

弁護士 迫田 宏治

弁護士 西 博和

弁護士 山本 完自

弁護士 小林 直毅

弁護士 土田 慧

弁護士 山本 賢太郎

以上